# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和2年3月

社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室

## 目 次

ı	地場	1生活文援事表等について	
( 1	) 숙	合和2年度予算(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	ア	令和2年度予算(案)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	地域生活支援促進事業の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2	)址	b域生活支援事業の実施に当たっての留意事項·····	3
	ア	令和2年度配分方針等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1	必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組	4
	ウ	地域生活支援事業の適正な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	エ	障害特性に配慮したサービス提供の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	オ	地域生活支援事業における利用者負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	カ	移動支援事業の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	+	地域活動支援センターの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3	) []	章害者等の理解促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	ア	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	1	障害者等の理解促進に関する取組について	7
2	意思	は疎通支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
( 1	) []	章害者等の意思疎通支援等に関するトピックス等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	ア	新型コロナウイルスに関する周知等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1	読書バリアフリー法の円滑な施行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	ウ	令和2年度予算(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	エ	電話リレーサービスの公共インフラ化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	才	「Net118」の周知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3

(2	)意	思疎通支援の強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	ア	要約筆記者の養成及び派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	1	代筆・代読支援者の養成及び派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	ウ	失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	エ	盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	才	行政機関における視聴覚障害者等への配慮について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	カ	意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項・・・・・	1 6
(3	)災	:害時における視聴覚障害者等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
(4	)集	団補聴システムの普及促進、	
	障	t害者ICTサポート総合推進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
3	障害	者の社会参加の促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
(1	)芸	術文化活動等の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	ア	全国障害者芸術・文化祭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	1	障害者芸術文化活動普及支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	ウ	障害者による文化芸術活動の推進に関する	
		基本計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
	エ	芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	オ	「国際障害者交流センター」の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
(2	)身	・体障害者補助犬について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	ア	身体障害者補助犬育成促進事業の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	1	訓練事業者との情報共有について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
	ウ	制度の理解促進、普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
	エ	海外から来日する補助犬使用者への対応について・・・・・・・・・・・	2 3
	<del>/</del>	身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

(3)∤	哺装具費支給制度····································	2 4
ア	補装具費の支給に係る基準額等の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
1	補装具費の適切な支給に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
ウ	借受けの取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
エ	障害児に支給する補装具について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
オ	適切な補聴器販売店等の選定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
(4) [	日常生活用具給付等事業の適正な実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
(5)剪	難病患者等に対する補装具費支給制度、	
ŀ	日常生活用具給付等事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
(6) ß	章害者自立支援機器等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
ア	障害者自立支援機器の開発・普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
1	シーズ・ニーズマッチング交流会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
ウ	福祉用具ニーズ情報収集・提供システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
ェ	地域における障害者自立支援機器の普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
〇資料		
1 地址	域生活支援事業等について	
1 – 1	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
1 – 2	令和 2 年度障害者総合福祉推進事業指定課題個票 · · · · · · · · · · ·	3 5
1 – 3	移動支援事業の実施体制整備状況(平成30年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
1 – 4	地域活動支援センターの実施体制整備状況(平成30年度)・・・・・・	3 7
1 – 5	ユニバーサルデザイン2020行動計画(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
1 – 6	理解促進研修・啓発事業等の取組事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
1 – 7	障害者に関係するマークの一例(令和元年版障害者白書(抜粋))	4 2
1 – 8	ヘルプマークのJIS(案内用図記号)への追加	
	(厚生労働省ホームページより) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5

## 2 意思疎通支援について

2 - 1	「情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する	
	新型コロナウィルス感染症の対応への配慮について」	
	(令和2年2月17日付事務連絡) ·····	4 6
2-2	視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
2-3	「地域における読書バリアフリー体制強化事業」の創設	
	<地域生活支援促進事業(新規)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
2 – 4	第31回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格発表	
	について	5 0
2 – 5	電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告書 概要・・・・	5 6
2-6	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(概要)・	5 7
2 – 7	「「NET118」の導入について(周知依頼)」等・・・・・・・・・・	5 8
2 – 8	意思疎通支援事業の実施体制整備状況(平成30年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
2-9	要約筆記者指導員養成研修 年度別受講・修了者の推移・・・・・・・・・・・・	6 3
2-10	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
2-11	避難所等における視聴覚障害者等に対する	
	情報・コミュニケーション支援について(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
2 -12	令和元年度障害者 I C T サポートセンター設置状況 等・・・・・・・・	7 6
3 障害	<b>『者の社会参加の促進について</b>	
3 – 1	障害者の芸術文化活動関係資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
3 – 2	身体障害者補助犬関係資料 ·····	7 5
3 – 3	補聴器関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
3 - 4	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9

#### 1 地域生活支援事業等について

#### (1) 令和2年度予算(案)について

#### ア 令和2年度予算(案)の概要

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、1/2又は定額の補助額を確保している。

令和2年度予算(案)における地域生活支援事業費等補助金については、以下の とおり事業の見直しを行い、総額で505億円を計上している。

各自治体においては、<u>地域における障害者等の支援を推進するため、新設または</u> <u>拡充された事業の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営される</u> よう、引き続き取り組まれたい。

## ① 地域生活支援事業の見直しについて

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施 に必要な予算(451 億円)を計上している。

令和2年度予算(案)における主な見直しの内容は、以下のとおり。

#### (ア) 事業の新設等

・「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の新設(市町村事業)

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を実施。

- 「障害福祉のしごと魅力発信事業」の新設(都道府県事業)

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉の職場に関する理解を促進するための体験型イベント等の開催や広報活動を実施。

- 「障害者ピアサポート研修事業」の新設(都道府県、指定都市事業)

「障害者や事業所の管理者等を対象にピアサポーターの養成や管理者等がピアサポーターへの配慮や活用方法を習得する。

#### イ 地域生活支援促進事業の見直しについて

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な 実施に必要な予算(55億円)を計上している。

令和2年度予算(案)における見直しの内容は以下のとおりである。 なお、各事業の詳細については、所管課の資料を参照のこと。

#### (ア) 事業の新設

「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の新設 (定額補助:都道府県、指定都市事業)

地域における難聴障害児の支援体制の整備を図るため、難聴障害児支援の関係機関との連携強化を図るとともに、家族支援や巡回支援を実施する。

- 「地域における読書バリアフリー体制強化事業」の新設 (都道府県、指定都市、中核市事業)

読書バリアフリー法(令和元年 6 月 28 日公布・施行)を踏まえ、障害者の読書環境の向上を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエを活用した提供を促進するともに、新たに、点字図書館と公共図書館の連携強化等や、肢体不自由や識字障害も含めた視覚障害者等に対する支援体制の充実を図る。

- 「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」の新設(都道府県、市町村事業)

地域生活支援事業のより効果的な実施のため、現状を把握し、地域生活支援事業の効果的な活用方法を検討するとともに、好事例を実証するためのかかり増し経費を支援。 ※令和2年度限りを予定

#### (イ) 事業の拡充等

「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」の拡充 (都道府県、指定都市、中核市事業)

コーディネーターの配置等により、地域における専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成の促進を図る事業を追加。

「工賃向上計画支援等事業」の拡充(都道府県事業)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、新たにブロック単位で開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充。

また、共同受注窓口の機能強化のため、基本事業(補助率1/2)に変更し、全 都道府県の事業実施とともに、農福連携に係る取組ができるよう、共同受注窓口の 機能強化事業を拡充。

- 「医療的ケア児等総合支援事業」の拡充(都道府県、市町村事業) 医療的ケア児に対応する看護職員確保のための体制構築に対する支援を新設。

- 「発達障害者及び家族等支援事業」の拡充(都道府県、市町村事業)

発達障害者の青年期の居場所作りを行うことで、発達障害者の孤立しない仕組みをつくるため、「発達障害者等青年期支援事業」を新設。

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の拡充 (都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区事業)

新たに、構築推進サポーターが医療機関等を支援するための「構築推進サポーター事業」及び休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するための「精神医療相談事業」(都道府県、指定都市事業)を実施。

#### (地域生活支援事業の効果的な取組推進事業について)

実施主体が地域の関係者とネットワークを構築し、地域の障害者等(家族等含む)のニーズに基づく適切な支援の実施や地域資源の発掘により、法に定める地域生活支援事業が全ての地域で効果的かつ計画的に実施されるよう、「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」(都道府県、市町村事業)を新設したところである。

各地方自治体におかれては、地域生活支援事業の実施状況を把握いただくと ともに、広域実施の立ち上げなど、管内における効果的な取組が推進されるよ う、新事業の積極的な活用をご検討いただきたい。

また、令和2年度障害者総合福祉推進事業においても、<u>「地域生活支援事業の地域における効果を検証するための調査研究」を指定課題としており、市町村等に対して地域生活支援事業の実施状況や効果的な取組について調査を行っていく予定である。</u>

この調査は、地域生活支援事業の現状や課題を把握し、改善を図っていくための 参考として、また、次の予算要求などの基礎資料となる大変重要なものであるので、 各地方自治体におかれては、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料1-1) 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業 (概要)

(資料1-2) 令和2年度障害者総合福祉推進事業指定課題個票

#### (2)地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項

#### ア 令和2年度配分方針等について

#### ① 地域生活支援事業の配分について

地域生活支援事業(特別支援事業を除く。)については、引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点とし、令和2年度における<u>補助</u>金の配分は、令和元年度の必須事業の実績を最大限配慮することとする。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づくものを参酌しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。自治体におかれては、実績報告について、本年5月末日の提出期限を遵守するよう願いたい。

また、配分については、令和元年度と同様に、当初内示と追加内示の2回に分けて行うこととしている。当初内示は、今年度に引き続き、基礎的配分と位置づけ、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないよう、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行うこととしているので、予め了知されたい。

## ② 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各地方自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、 柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」である。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に 位置づけ、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものであ る。

したがって、<u>地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に</u> 交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際 には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

## イ 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして 必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といっ た障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけ られているが、平成30年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施 していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、 近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。

あわせて、各都道府県におかれては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

#### ウ 地域生活支援事業の適正な実施

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の 6の留意事項において次のように明記している。

[引用開始] ------

- (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。
  - ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
  - イ <u>国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部</u> を負担し、又は補助している事業
  - ウ 都道府県又は市町村が<u>独自に個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)</u> を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

------[引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外 の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

## エ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組を推進してほしい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に 対して周知するなどの対応をお願いしたい。

#### オ 地域生活支援事業における利用者負担

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得(市町村民税非課税)者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域 生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われる よう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

#### カ 移動支援事業の実施について

#### ① 効果的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもご配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援すること が適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられる ので、実施していない市町村におかれては活用を図られたい。

(資料1-3) 移動支援事業の実施体制整備状況(平成30年度)

#### ② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従 事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本 視覚障害者団体連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

#### キ 地域活動支援センターの実施について

## ① 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を 確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

#### (参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税(普通交付税)の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料1-5) 地域活動支援センターの実施体制整備状況(平成30年度)

#### ② 障害者の夕方・休日における余暇活動等の支援について

障害者が日中活動や就労を終えた後の夕方や休日に、余暇活動や地域との交流のための支援を行うことは、地域で自立した生活を営むために有効である。

地域によっては、障害者のこうしたニーズに対応するため、夕方の時間帯や土 日に開所している地域活動支援センターもあり、各自治体におかれては、参考と していただき、地域の障害者のニーズ等を踏まえた事業展開を行っていただきた い。なお、こうしたサービスを基礎的事業に加えて実施する場合は、地域活動支 援センター機能強化事業の対象となることを申し添える。

## (3) 障害者等の理解促進について

#### ア 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成29年2月20日に第一回ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(以下「行動計画」という。)に示された「心のバリアフリー」の推進を図るため、地域における取組を支援する「理解促進研修・啓発事業」や「心のバリアフリー」推進事業の活用が可能である。

これらの事業について、これまでの取組事例をまとめているので、事業実施や見 直しに向けた検討に当たっては、ご参照いただき、有効にご活用いただきたい。

(資料1-5) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(抄)

(資料1-6) 理解促進研修・啓発事業等の取組事例

## イ 障害者等の理解促進に関する取組について

「理解促進研修・啓発事業」等の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介、障害及び障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施等、地域の社会参加推進センター等とも連携を図りながら、地域における障害者等の理解の促進を図っていただきたい。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考とされたい。

また、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも、あわせて取り組まれたい。

(資料1-7) 障害者に関係するマークの一例(令和元年版障害者白書(抜粋))

#### ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、ヘルプマークは、平成29年7月には日本工業規格(JIS)に位置付けられ、厚生労働省においても、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

なお、ヘルプマークについては、東京都作成の「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」に記載の一定の要件を満たす場合に自由に作成・使用できることとされており、地方公共団体がヘルプマークの普及・啓発に取り組もうとするに当たり、東京都に対し、その都度申請し許可を得る必要はない。他方、東京都からは、正しい周知及び利用を促進するため、ヘルプマークの導入及び活用を検討している地方公共団体におかれては、東京都に対し、事前に相談・内容の確認を行うことが望ましいと言われており、同ガイドラインに記載のある方法で情報提供を行うようお願いしたい。

このヘルプマークについては全国的に広がっており、令和元年9月30日時点で、41都道府県で導入されている。

(資料1-8) ヘルプマークの JIS (案内用図記号) への追加について (厚生労働省ホームページより)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173500.html

## ② あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行う取組である。この運動により、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方を手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指している。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国的に広がっており、令和元年12月末時点で、8県13市5町で取り組まれているとのことである。

## 2 意思疎通支援について

## (1) 障害者等の意思疎通支援等に関するトピックス等

## ア 新型コロナウイルスに関する周知等について

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが 困難な状況であることから、各地方自治体の障害保健福祉担当部局におかれまして は、庁内の新型コロナウイルス担当部局のみならず、視聴覚障害者情報提供施設、 地域の障害者団体等と連携を図りながら、以下の点について特段のご配慮をお願い したい。

- 視覚障害者については、相談に関する連絡先(電話番号等)の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供等
- 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話以外に FAX 番号またはメールアドレスの周知や字幕映像の提供等(特に、各地方自治体の HP に掲載している「帰国者・接触者相談センター」の FAX 番号の掲示等)

(資料2-1) 「情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する新型コロナウィルス感染症の対応への配慮について」(令和2年2月17日付事務連絡)

#### イ 読書バリアフリー法の円滑な施行について

#### ① 読書バリアフリー法の成立・施行

視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進を図るため、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が成立し、6月28日に公布・施行された。

#### ② 国による基本計画の策定

令和元年 11 月には法に基づく協議会を開催し、関係者からの意見を拝聴した ところであり、今後、文部科学省をはじめ関係省庁と連携し、基本計画を策定す ることとしている。

各地方自治体におかれても、地域の実情にあわせ、当事者団体等のご意見も踏まえた計画を策定いただくこととなっているので、国の基本計画を踏まえ、策定いただくようお願いしたい。

#### 【読書バリアフリー法の基本計画策定に向けた検討スケジュール】

- 読書バリアフリー法の施行(令和元年6月28日)
- 関係省庁等連絡会議(令和元年10月11日)
- 関係者協議会(令和元年11月19日、28日、29日、令和2年2月5日、26日) ~以下、今度の予定~
- パブリックコメント
- 〇 関係省庁協議等
- 基本計画の策定(公表)

#### ③ 公立図書館等との連携

サピエ (視覚障害者情報総合システム) は、視覚障害者等がインターネットを通じて全国どこにいても点字図書や音声図書をダウンロードし読書ができるネットワークである。しかしながら、現在の個人会員数は約17,000人、公立図書館の加入はわずか190館程度であり、周知が不十分な状況である。 (サピエ事務局による平成31年3月末時点データ)

各都道府県等におかれては、改めて管内の障害者へのサピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知をお願いしたい。

令和2年度予算(案)においては、読書バリアフリー法の成立を踏まえ、これまでの点字図書館や「サピエ」に対する支援等に加え、点字図書館と公共図書館、障害当事者団体等の連携を図ることにより身近な地域における読書環境の整備等に取り組むなど、地域における読書バリアフリー体制の強化を図るための事業を、地域生活支援促進事業(都道府県等事業)として新設することとしている。

また、点字図書館の運営費である身体障害者保護費負担金(点字図書館等事務費)のうち、情報化対応特別管理費については、令和元年度に加算単価を増額(20万円→40万円/月(1施設当たり上限額))したものを実施するための予算を、引き続き確保している。なお、この事務費については、障害者の読書環境の整備を図るための機器の購入や、音訳等のために必要な経費についても対象となる。

## <情報化対応特別管理費の対象経費(例)>

- ・ 点字図書や音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用(パソコン、 点字プリンタや録音機器等の購入費等)
- ・ 点字図書や音声図書の製作を担う人材の確保のために必要な費用(呼びかけや 広告に必要な経費等)
- ・ 点字図書や音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用 (講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等)
- ・ 点字図書や音声図書の製作のための費用(点訳・音訳を行う者への謝金や交通 費等)

各都道府県等におかれては、読書バリアフリー法の施行を機に、改めて点字図書 館等と連携を図りながら、これらの予算の活用を積極的にご検討いただきながら、 地域における障害者の読書環境の整備を図っていただきたい。

(資料2-2) 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」について

(資料2-3) 「地域における読書バリアフリー体制強化事業」の創設 <地域生活支援事業(新規)>

#### ウ 令和2年度予算(案)について

## ① 地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業の創設

令和元年度に、地域生活支援促進事業に「意思疎通支援従事者キャリアパス 構築支援事業」を創設し、意思疎通支援者のスキルアップを図っている。

さらに、令和2年度予算(案)において、都道府県等にコーディネーターを配置して、人材養成等の体制の課題に対応し、地域における意思疎通支援者の計画的な養成を促進するための事業を新設することとしたので、各都道府県等におかれては、積極的な活用をご検討いただきたい。

#### <事業実施(例)>

- 地域における『意思疎通支援者養成計画』の作成(需要と必要数、養成数等)
- 地域課題の把握、改善手法の検討
- 広域実施の体制整備、市町村間の調整、好事例の展開
- 高校生や大学生等、若年層への働きかけ
- 難聴児の家族等への支援 等

なお、令和2年度においては、意思疎通支援事業の推進のための意見交換等を行うことを予定しており、本事業の実施自治体(あるいは委託団体)は、本事業の実施状況等についてご報告いただくことを予定しているのでお含みおきいただきたい。(なお、この出張に要する旅費については、本事業の対象に含めて差し支えない。)

また、令和2年度障害者総合福祉推進事業の指定課題として、「地域における意思疎通支援者(代筆・代読、失語症向けの意思疎通支援等も含む)の計画的な養成についての調査研究事業」を実施することとしており、各都道府県及び市町村への調査やヒアリング等を行い、意思疎通支援者の活動状況や、養成状況を把握するとともに課題を整理し、計画的な養成に資する方策について研究することとしているので、各地方自治体におかれては、ご協力をお願いしたい。

## ② 手話通訳士試験合格者フォローアップ講座等の実施について

(福) 聴覚障害者情報文化センターが実施する手話通訳士の技術向上のための 講座については、令和2年度も引き続き実施することとしている。

ただし、以下のとおり、実施方法の変更を行ったので、ご留意いただきたい。

- ・ 地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」と しては実施しない(実施要綱から削除)
- ・ 受講希望者から実施団体に直接申し込み(受講に当たっての自治体からの推薦は不要)
- ・ 国の委託事業((福) 聴力障害者情報文化センターが実施)として、受講料 の軽減を図るよう調整中
  - ※ この委託事業の運営費については、国からの委託費で対応することとし、受講に要する費用については、受講者の自己負担とする予定。 ただし、受講料は今年度よりも軽減する方向で実施団体に要請中。

今後、実施団体より詳細について案内する予定であるが、厚生労働省から各都 道府県等にも情報提供するので、受講対象者(基本的に、今年度の手話通訳士試 験合格者を受講対象者に想定)への周知等ご協力をお願いしたい。

## (参考) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については31回試験(令和元年度)の合格発表が令和2年1月31日(金)に行われたところである。

(資料2-4) 手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第32回試験(令和2年度)についても、以下のとおり全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

<第32回 手話通訳技能認定試験>

学科試験 令和2年9月26日(土) 〔会場:東京、大阪、熊本〕 実技試験 令和2年9月27日(日) 〔会場:東京、大阪、熊本〕

また、(福)全国手話研修センターが実施する手話通訳者及び手話通訳士の資質 向上のための現任研修を、令和2年度も引き続き実施することとしているので、各 都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣するなどのご配慮をお願いした い。

#### エ 電話リレーサービスの公共インフラ化について

平成25年度から(公財)日本財団が電話リレーサービスモデルプロジェクトを開始し、平成29年度から厚生労働省が電話リレーサービスを実施する情報提供施設に対して財政的支援を行っている。

現在のサービスの利用登録は日本財団のホームページから可能であるため、<u>各自</u> 治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービスの利用が進むよう、聴覚障害者 が多く参加する場など様々な機会を活用し、事業内容や登録方法等について広く周 知をお願いしたい。

また、このような背景の下、公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けた様々な課題について検討するため、平成31年1月に、デジタル活用共生社会実現会議ICTアクセシビリティ確保部会の下に「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」を設置(厚生労働省と総務省の共催)して、専門的に検討を進め、令和元年12月6日に報告書が公表されたところであり、同報告書を踏まえて、総務省において、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」を今国会(第201回通常国会)に提出したところである。

地方自治体は、障害者基本法において、国と同様に「電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進(中略)が図られるよう必要な施策を講じなければならない」とされていることを踏まえ、本法案においても、地方自治体に対して、国に準じた責務を課すこととしている。このため、各地方自治体においても、地方の実情に応じた周知等において、引き続き、聴覚障害者情報提供施設との連携をはじめとした協力をお願いしたい。

(参考) 日本財団電話リレーサービスモデルプロジェクトホームページ http://trs-nippon.jp/

(資料 2-5) 電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告書 概要 (資料 2-6) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(概要)

## オ 「NET118」等の周知等について

令和元年11月1日より、海上保安庁で聴覚障害者・言語機能障害者がスマートフォン等での入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」の運用を開始した。

「NET118」は、聴覚障害者・言語機能障害者が円滑に緊急通報を行うための有効な手段であることから、各都道府県等におかれては、関係団体等へ周知いただき、「NET118」の利用促進にご協力お願いしたい。

また、「Net119緊急通報システム」や「110番アプリシステム」についても、関係部局等と連携の上、引き続き、市町村における広報、聴覚・言語機能障害者や関係団体等への周知をお願いしたい。

(資料2-7) 「「NET118」の導入について(周知依頼)」等

#### (2) 意思疎通支援の強化等

地域生活支援事業の意思疎通支援事業の実施について、都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」(平成25年3月27日障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

(資料2-8) 意思疎通支援の実施体制整備状況(平成30年度)

#### ア 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に要約筆記者養成カリキュラムを 策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平 成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆 記者」を派遣することとしているところである。

令和2年度も引き続き、(福) 聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

(資料2-9) 要約筆記者指導員養成研修 年度別受講・修了者の推移

#### イ 代筆・代読支援者の養成及び派遣

代筆・代読は、視覚障害のある方のコミュニケーションを支援する重要な手段の一つであり、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の市町村事業であるが、未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。(代筆・代読を実施している自治体の割合 1.4%:平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究」)

令和元年度も、(福)日本視覚障害者団体連合において、代筆・代読支援の現状の支援方法や効果に関する調査研究事業を実施している。厚生労働省としても、この調査研究等から見えてきた課題や成果を共有して、多くの地域において代筆・代読支援が実施されるよう、取組を充実していきたいと考えている。

今後、報告書が取りまとまり次第、実施団体及び厚生労働省 HP に報告書が掲載される予定であるので、特に未実施の自治体におかれてはご参照いただき、代筆・代読支援が全国で実施されるよう、事業実施に向けて積極的に取組みいただくようお願いしたい。

## ウ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成28年度に、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム及び養成研修テキストを作成し、各都道府県障害福祉主管課及び各都道府県言語聴覚士会へ周知したところである。また、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」を実施しており、令和2年度も今年度同様に各都道府県2名ずつの募集を予定しているため、各都道府県においては参加者の推薦について、ご対応をお願いしたい。

また、平成30年度から、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(都道府県必須事業)」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されている。各都道府県におかれては、支援者養成研修事業の実施等の取組をお願いしたい。

また、養成された支援者の派遣については、「意思疎通支援事業(市町村必須事業)」において実施してきたところであるが、令和元年度からは市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため「専門性の高い意思疎通支援者派遣事業(都道府県必須事業)」に失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を加えて実施することとしているので、今後の支援者派遣の実施体制の構築に積極的な取組をいただくよう、各都道府県及び市町村で連携しつつお願いしたい。

## エ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など

「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員派 遣事業」については、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業であ り、指定都市及び中核市におかれても、都道府県と連携して実施していただくよう お願いしたい。

(資料2-10)盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会(※)」や、これらの研修会等の修了者等の活用をお願いしたい。また、各都道府県等におかれては、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」への受講を積極的に促していただきたい。

(※) 平成27年度までは「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」 として、((福)全国盲ろう者協会において実施)

また、同養成研修事業の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

なお、平成30年度から、盲ろう者に対する同行援護において、盲ろう者向け通訳

・介助員が提供した場合の加算が創設されたが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や地域資源の事情等により「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、同行援護の活用とあわせて、本事業の推進が図られるようご留意いただきたい。

#### オ 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

また、手話通訳者の派遣や設置について、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしている。令和元年度からは、手話通訳者の設置が困難な自治体、手話通訳者の派遣が困難な場合も想定されることから、手話通訳者の派遣事業においても聴覚障害者の所有するタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる提供も地域生活支援事業の対象としているので、ご留意いただきたい。

#### 「参考1]内閣府HP

○「身につけよう心の身だしなみ」

http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html

- ○「共生社会をみんなで作るために」(絵で見る心の身だしなみ)
  - http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html
- ○「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の 身だしなみー」

http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html

#### 「参考2] 国土交通省HP

○「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンド ブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\_barrierfree\_tk\_000005.html

#### カ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

意思疎通支援事業等の実施にあたっては、次の事項について、ご留意願いたい。

○ 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、<u>近隣市町村との共同</u> 実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと。

- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと。また、窓口等において代読や代筆支援を行うにあたっては、利用者にそれらの支援を行うことが分かるよう音声による案内や表示を行うなどの配慮いただきたい。
- 平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に 失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明 記し、対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと。
- 平成28年6月28日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したので、ご留意願いたいこと。

なお、本通知の内容については、平成30年4月以降、重度訪問介護の訪問先が医療機関に拡大されても、取扱いは変わらないため、併せてご留意願いたいこと。

○ 国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと。

## (3) 災害時における視聴覚障害者等支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府(防災担当))」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

また、災害等における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が 懸念される在宅の障害者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援 の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組が重要である。

例えば、三重県(三重県聴覚障害者支援センター)においては、県内の10市町と「災害時における避難行動要支援者(聴覚障がい者)の支援に関する協定」を締結し、発災時に聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者に対して避難情報等の伝達や安否確認等の活動を行うこととする取組が行われている。((参考)三重県聴覚障害者支援センターホームページ https://www.deaf-mie-center.com/)

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション 支援が著しく困難となることから、以下のように、障害特性に応じた配慮をお願いし たい。

- ① 避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備すると ともに、多様な手段(専用通信やインターネットなど)の活用による通信の確保
- ② 避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供
- ③ 避難所等において、身体障害者補助犬使用者と補助犬を分離せず受け入れた上で、周りの方々に補助犬に対する理解の促進など

(資料2-11) 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション 支援について(例)

その他、国際障害者交流センター (ビッグ・アイ) において、引き続き、令和2年度も以下の事業の実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

- 「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」 災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成
- ・ 「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」 東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性 に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活 動できるリーダー的人材の養成

## (4) 集団補聴システムの普及促進、障害者 ICT サポート総合推進事業について

集団補聴システムとは、ヒアリングループやFM補聴システム、デジタル補聴システム等の難聴者の聞こえを支援する設備であり、聴覚に障害のある方に対する情報保障の観点から、非常に有用な方法の一つである。

そのため、令和元年度より地域生活支援促進事業に新設した「障害者 ICT サポート総合推進事業」において、貸出用のヒアリングループを整備する取組等を補助対象とする等、聴覚に障害のある方への情報保障を促進することとしている。

ついては、当該事業の活用等により、各自治体においても集団補聴システムの更なる普及や活用に積極的に取り組んで頂くようお願いする。

なお、障害者 ICT サポート総合推進事業の実施についても、障害者等に対して情報へのアクセスを円滑に行うための支援を実施することにより、自立と社会参加の促進が見込まれることから、積極的な事業実施に向けて取り組んでいただきたい。

(資料2-12) 今和元年度障害者 ICT サポートセンター設置状況 等

## 3 障害者の社会参加の促進について

#### (1) 芸術文化活動等の振興

本年は、スポーツ・文化の祭典である東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、大小様々な芸術文化やスポーツのイベントが官民問わず実施されるところである。地方自治体においても、以下のアからエの事業等をはじめ、地域における障害者の芸術文化活動等の振興に関わる事業に、より積極的に取り組んでいただきたい。

## ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、国民文化祭の開催都道府県を開催地として 実施することとしており、平成29年度からは、開催期間も同一とし、一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

なお、令和2年度(第20回)以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、 次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、 文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いした い。

第 20 回 宮崎県(令和 2 年 10 月 17 日~12 月 6 日予定)

第 21 回 和歌山県 第 22 回 沖縄県 第 23 回 石川県

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、地域生活支援事業のメニューであったものを、平成29年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしている。各都道府県におかれては、従来から開催していた障害がある方の文化芸術のイベントを、本事業の趣旨を踏まえて実施するなど、積極的な活用をご検討いただきたい。

また、平成29年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催事業と連携・連動した大会となるよう、開催都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図っているところであり、各サテライト開催事業実施都道府県におかれては、開催都道府県のコーディネーターとの連携に努められたい。

#### イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成29年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体である 都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、よ り効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を引き 続き進めていただきたい。令和2年度予算案においては、全ての都道府県で事業が 実施されるよう必要となる予算を計上したところである。各都道府県においては、 積極的に本事業を活用いただき、文化担当部局とも連携し、障害者の芸術文化活動 にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。

なお、本事業の実施にあたっては、事業の成果を客観的に評価することが重要であり、特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会が作成した「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」(平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)を活用するなど、定期的な実施内容の振り返り・改善にも取り組んでいただきたい。

また、「広域ブロックにおける活動支援」について、令和2年度予算案において、各地の支援センターで実施される支援の質を高めるための取組の拡充(自治体、支援センターの取組の実態把握・課題分析の強化、支援センターの支援の好事例等の普及等)も計上し、支援センターのより充実した支援を通じて、更なる自立と社会参加の促進を図ることとしている。

「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521749.pdf

#### ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について

平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する 法律」は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術 活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的と するものである。

本法律第7条では、文部科学大臣・厚生労働大臣が、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の基本計画を定めることとされており、平成31年3月には文部科学省と共同で「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。今後は、本法や本計画の趣旨を踏まえて各種施策を実施することとしており、各自治体においても、障害担当部局及び文化担当部局が連携の上、障害者による文化芸術活動の推進に関する各種施策を推進していただきたい。

また、本法律第8条においては、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることから、各自治体においても障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めていただきたい。特に都道府県においては、管内市区町村が計画を策定するにあたり、参考となることから管内市町村と連携するなど、計画の策定に取り組んでいただきたい。

なお、厚生労働省においては文化庁と連携し、地方自治体の計画の実態把握を行い、各都道府県の策定事例を省のホームページに掲載するなど、計画策定に向けた

支援を予定しているとともに、障害者芸術文化活動普及支援事業の「広域ブロック における活動支援」では、地方公共団体による計画策定を支援する取組を実施する こととしているので、積極的に活用されたい。

#### エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じた障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動・スポーツに親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

#### オ 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター(愛称:ビッグ・アイ)」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすいモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大300 席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも利用しやすい広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(詳細については、センターHP「http://www.big-i.jp/」を参照。)

(資料3-1) 障害者の芸術文化活動関係資料

#### (2) 身体障害者補助犬について

#### ア 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。補助犬の育成訓練、育成計画の作成、理解促進、普及・啓発を実施する「身体障害者補助犬育成促進事業」は、平成30年度より、地域生活支援促進事業に位置付け、1/2の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ったところである。

各都道府県におかれては、管内市区町村と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、良質な補助犬の育成、育成計画の策定、普及啓発に、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、各都道府県における補助犬の育成訓練及び育成計画の策定にあたっては、 盲導犬、介助犬及び聴導犬の全てを実施することが望ましい。また、育成訓練の対 象経費については、法第 16 条第 1 項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に 限るとしている。

#### イ 訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、訓練事業者の事業廃止等により、適切に報告・届出が行われなかった事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないものであり、都道府県等におかれては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援や、認定を行った指定法人との情報共有が行えるよう、指導・助言をお願いする。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。<u>都道府県等におかれては、訓練事業者に関する情報の変更(新設、名称変更、移転等)の届出があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いする。</u>

#### ウ制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要であるが、一部の医療機関や飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところである。

身体障害者補助犬法第23条では、国及び地方公共団体は、身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について理解促進に努めなければならないとされている。そのため、厚生労働省では、これまでも法の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。

<u>都道府県におかれても、本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ制度の周知</u> 徹底をお願いするとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に 活用いただき、管内市町村とも連携・協力の上、リーフレットの配布や啓発イベン トの開催等を通じて、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いする。

また、厚生労働省作成リーフレット等の配布については都道府県を通じて行うこととしているが、都道府県におかれてはリーフレット等の管内活用状況を踏まえた上で、地域における補助犬の普及啓発の取組みを効果的・効率的にできるよう留意していただきたい。管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県

や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 社会参加活動支援係 TEL: 03-5253-1111 (内線3071)

なお、令和元年度障害者総合福祉推進事業の「身体障害者補助犬の普及啓発のあり方に関する調査研究」(実施:社会システム株式会社)では、自治体が普及啓発活動を実施する際の協力機関、留意点等について、ガイドブックとして取りまとめる予定である。事業完了後には各地方自治体にも情報提供をするので、積極的に活用の上、効果的な普及啓発活動を実施していただきたい。

## エ 海外から来日する補助犬使用者への対応について

海外から渡航する補助犬使用者への対応については、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様に、飲食店、公共交通機関、ホテル等の施設を円滑に利用できるよう、平成30年11月にガイドラインを策定したところである。具体的には日本の補助犬と同等であると認められた海外の補助犬については、日本の補助犬を認定する法人が、「期間限定証明書」を発行することとしており、厚生労働省HPや全国会議等で周知しているところである。

本年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、海外から補助犬を伴って来日される方の増加が見込まれることから、ガイドラインを改めて確認いただき、海外から来られた補助犬使用者及び補助犬が、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、施設等を円滑に利用できるよう、管内市町村をはじめ、関係機関及び関係団体等に対し、再度情報提供いただきたい。

なお、本ガイドラインについては、下記の厚生労働省 HP や、海外向けポータルサイトに掲載する等して普及啓発を図っているため、ご参考にされたい。

#### [参考] 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

海外向けポータルサイト"Assistance Dogs for Persons with Physical Disa bilities" Portal Site

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilitie

#### オ 身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会

身体障害者補助犬の事業所における訓練及び指定法人による認定に関しては、平成 30 年度の調査研究事業で訓練や認定の実施方法について、団体間の差違が確認されたところである。身体障害者補助犬制度の推進のためには、良質な補助犬の確保が不可欠であることから、今年度より「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあ

り方検討会」を開催し、地方自治体の役割を含めて、適正な訓練・認定の実施に向けた対応等について検討をしているところである。

令和2年度以降も検討会における検討を続けた上で、検討会における意見を踏ま え、身体障害者補助犬の訓練基準や認定基準について、必要な見直しを行うことと している。

(資料3-2) 身体障害者補助犬関係資料

## (3)補装具費支給制度

#### ア 補装具費の支給に係る基準額等の改正について

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号)で示しているところであり、当該基準については障害当事者団体、学術団体等の関係団体に対するヒアリング調査の結果を踏まえて、改定を行うこととしている。

令和2年4月1日の改定おいては、人工内耳の種目を新たに追加し、人工内耳 用音声信号処理装置の修理に限り、補装具費支給制度の対象としたところであ る。人工内耳修理の支給決定における留意事項等は、別途補装具費支給事務取扱 指針や補装具費支給事務取扱要領においてお示しする予定である。

各都道府県におかれては、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所にも情報提供をお願いする。

なお、人工内耳用音声信号処理装置の交換に係る費用については、破損した場合等において、従来から保険適用とされている。<u>両制度の運用により人工内耳使用者に対して適切な給付が行われるようにするため、補装具費支給制度における取扱いと併せて、保険適用の扱いについても周知していただきたい。</u>

#### イ 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたり、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。

当室へは、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国の取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

#### 【取組例】

- <都道府県域が広大な自治体の場合の対応>
  - ① 身体障害者更生相談所の支所等における相談等の実施
  - ② 巡回相談(判定)の実施
- <適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応>
  - ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
  - ② 補装具の引渡し後、直接又は画像データの提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

また、耐用年数については、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう留意願いたい。

#### ウ 借受けの取組について

借受けは、導入から2年が経過するところであるが、その実施状況は伸び悩んでいる。<u>借受けは、身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討という点で有益であるため、各自治体におかれては、補装具費支給制度の円滑な運用に向けて、</u>借受けの活用を積極的に検討いただきたい。

実施にあたっては、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるとともに、身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関が市町村と十分連携できるよう、都道府県等におかれては支援をお願いする。また、補装具費支給制度においては、借受けが適当であるとしている事例は身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討に限定していることから、該当しない事例に対して借受けを強いるなど、誤った運用をしないよう留意すること。

なお、昨年度の障害者福祉推進事業「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」において、実施団体である公益財団法人テクノエイド協会が作成した「補装具費支給制度に係る事例集」に、ALS 患者に対する装具の完成用部品の借受けを実施した事例など、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例等が掲載されているため、参考にされたい。

「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521740.pdf

※事例集は95ページ以降に記載

#### エ 障害児に支給する補装具について

障害児に対する補装具費の支給にあたっては、支給決定に至るまでのプロセスが 障害者と異なることから、脳性麻痺がある障害児に対する歩行器や、体幹機能障害 のある児童や重症心身障害児に対する重度障害者用意思伝達装置など、一部の市町村においてその支給決定等に苦慮している事例が寄せられている一方、障害児の判定についても身体障害者更生相談所に積極的に依頼することにより、事務が円滑に行われている自治体もある。ついては、前述した昨年度の障害者総合福祉推進事業において紹介されている事例等を参考にした上で、市町村は支給決定にあたり利用者の希望や就学を含めた日常生活全般に係る情報を適切に把握できるよう、身体障害者更生相談所や指定自立支援利用期間と情報の共有を図る等、積極的な連携を図り、障害児に対する支給決定について適切な運用をお願いするとともに、都道府県等におかれては、各市町村に対して適切な運用に関してご助言をお願いする。

また、子供用車椅子は外見がベビーカーに似ているため、公共の場でベビーカーと誤認され、利用時に必要な介助が受けられないなど認知度の低さに伴うトラブルが生じる例がある。そのため、民間団体や国土交通省において子供用車椅子の理解を促すための取組が行われており、各自治体におかれても周知をお願いする。

国土交通省 HP

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\_barrierfree\_tk\_000 206.html

(第3回子育てにやさしい移動に関する協議会(令和元年11月28日)資料6)

#### オ 適切な補聴器販売店等の選定について

市町村は、申請者が補装具業者の選定及び契約等をするにあたって適切な補装 具業者を選定できるように、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、情報提供に努 めていただきたい。

特に、補聴器販売店の選定にあたっては、申請者の状態に適合した補聴器が適切に支給されるよう、公益財団法人テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店等を参考にしていただきたい。また、消費者庁と共に補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等を示していることから、管内の関係団体に対しても幅広く提供していただきたい。

消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/caution/caution\_0
21/

(資料3-3) 補聴器関係資料

#### (4) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成30年 度実績では、ほぼ全ての市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、効果的な事業実施が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取する等により

ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や 基準額等となるよう定期的な見直しに努められたい。<u>なお、昨年度の障害者総合福祉</u> 推進事業による調査研究を通じて、一部の市町村では平成18年度以降に種目・基準額 ・対象者について見直しがされていない状況が確認できたところであり、このような 市町村については特に努めていただきたい。

加えて、以下の2点について、留意いただきたい。

#### ①ストーマ用装具

購入価格については、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するよう努められたい。

#### ②紙おむつ等

適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

また、日常生活用具給付等事業の対象種目の選定にあたっては、<u>健康保険制度など</u>他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。各都道府県においては、管内市町村に対し効果的な取組事例を共有する等、市町村における事業な適切な実施に向けた対応をお願いする。

#### 【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

- ○パソコン、タブレット(一般的に普及していると考えられるもの)
- ○電池(一般的に普及している消耗品と考えられるもの)

なお、日常生活用具の耐用年数についても、各自治体の判断により運用されている ところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となっ た場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただ きたい。

#### (5) 難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱い

障害者総合支援法第5条の規定により、難病患者等がサービスの対象とされており、具体的には、障害者総合支援法の対象疾病であり、疾病による障害の程度が厚生 労働大臣が定める程度(継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度) である者を対象とすることとしている。

<u>補装具費の支給に関しては、身体障害認定基準と同等の障害を有している者を対象としているため、支給決定にあたっては、難病による症状の変動を考慮し、状態が</u>悪い時の障害の程度を勘案した上で、適切に支給決定する必要がある。

また、日常生活用具給付等事業においては、障害者等の状況や地域の実情等を踏まえて、適切に支給決定する必要がある。

各市町村におかれては、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、

身体の状況や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

## (6) 障害者自立支援機器等

#### ア 障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい自立支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」により、機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

機器の開発を行う企業等については、厚生労働省が公募にて決定することとしている。令和2年度分については現在公募を行っているところであるので、各地方自治体においては、産業振興関係部局等とも協力の上、本事業について管内の福祉用具企業等に周知いただきたい。

(事業公募等 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougais hahukushi/cyousajigyou/index.html

## イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

「シーズ・ニーズマッチング強化事業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発を促進するため「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。近年は東京、大阪、福岡の3ヶ所で開催しており、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいているところである。各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

各都道府県におかれては、管内市区町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び 福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や 産業振興関係部局等の担当職員と積極的な参加をお願いしたい。

#### ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたと ころであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いた だくとともに、管内市町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等へ 周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: http://www.techno-aids.or.jp/)

#### エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の各種技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、医療福祉機関や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

そのため、令和元年度からは、地域生活支援事業の都道府県任意事業に「障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業」を追加し、プロジェクトマネージャー(障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する者)を配置した上で、支援機器に関する相談窓口を設置し、地域における関係機関と連携を図りながら、課題の解決及び利活用事例の普及を図ることとしている。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3-4) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

### 資 料

# 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(概要)

令和 2 年度予算(案) **186,000 千円 (補助率1**0/10)

### 事業の目的

域の障害者等やその家族のニーズに基づく適切な支援の実施や地域住民の参画を含めた地域資源の発掘等に努めることにより、法に定める 障害者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施主体が地域の関係者と構築するネットワークのもと、地 地域生活支援事業が、全ての地域で効果的かつ計画的に実施されることを目的とする。

### 実施主体

都道府県、市区町村

### 事業内容(案)

## 1. 地域生活支援事業運営協議会の設置・運営

考え方・効果的な事業実施方法等)について、地域の関係者間による議論を深めるためのプラットフォームでとなる「地域生活支援事業運 地域のニーズや将来の地域の動向等を見据えた地域生活支援事業の在り方(事業実施の効果・障害福祉計画策定のための目標の 営協議会」を設置し、運営する。

- ※1. 運営協議会は、実施主体等、外部有識者、障害当事者団体及び障害者等の医療・福祉等に関連する事業者団体等により構成するものとするが、必ずし も、この事業のために新たに設置する必要はなく、法第89条の3第1項の協議会など、既に設置している協議会等をこの事業における運営協議会として取
- 運営協議会は、2の実態把握調査の実施を司るとともに、厚生労働省への報告に関する責任を有するものとする。 **%**2. *y*

### 2. 実態把握調査の実施

4. 大阪に帰門員の大阪 (1) 実施主体が市区町村の場合

(案) を基本として、運営協議会により地域の実情を踏まえて設定した内容 下記の事業について、厚生労働省から提供する調査票 に関する実態把握調査を実施する。

- ① 日常生活用具給付等事業
- ② 移動支援事業
- ③ 日中一時支援
- (2) 実施主体が都道府県の場合

管内の市区町村のうち、実施主体が実態把握調査の対象として、(1)の対象事業ごとに市町村を設定し、厚生労働省から提供す る調査票(案)を基本として、運営協議会により地域の実情を踏まえて設定した内容に関する実態調査を実施する。

### 地域生活支援事業の効果的な取組の実施 . ო

地域生活支援事業の効果的な取組を検証、実施することにより、課題と好事例を収集し、全国に効果的な取組の普及を図る。 事業実施の例

- 障害者ニーズに留意した事業適正化の取組の工夫
- 事業の質の向上に向けた取組
- 利用者ニーズの適正な把握と、それに基づく効果的な事業の見直し
- 広域実施の取組などの効率的・効果的な取組
- 地域生活支援事業以外の施策との連携 等
- ※ 効果的な取組の実施は、地域生活支援事業の効果的な取組について課題を検証するための各自治体の新たな試みに対する係り増し経費に要する補助で あるため、各自治体の既存事業や地域生活支援事業の各事業と重複するものについては補助対象とならないので留意すること。

### 厚生労働省への報告 4

実施主体は、運営協議会による議論や、実態把握調査の結果、効果的な取組の実証による課題等を踏まえた報告書を作成し、厚生 同省に報告する。

(予定)

令和2年12月···中間報告 令和3年3月···最終報告

### 5.

実施主体は、厚生労働省が実施する調査や令和2年度障害者総合福祉推進事業による調査等に関する厚生労働省から協力依頼 があった場合には、協力に努めること。

### (補助率10/10) 補助単価(目安額)

- **1 自治体あたり 400万円**(各都道府県あたり1 市町村程度を想定。都道府県による実施も可。)
- ※ この目安額によりがたい場合は、理由書等の提出により個別に審査を行う予定。

備品購入費は単価30万円まで認める。 (対象経費)・・・人件費(職員報酬等)は国庫補助対象外(※賃金は対象)、

### 令和2年度障害者総合福祉推進事業 指定課題個票

指定課題	地域における地域生活支援事業の効果を検証するための調査研究
補助基準額	1300万円を上限とする。
事業概要	障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が実施する地域生活支援事業の事業実施状況を把握・分析し、課題を整理することにより、効果的な取組を推進するための方策や今後の施策の方向性について調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成18年度に創設。 近年、障害児・者の社会参加等が進んでおり、多様化するニーズに対応していくため、本事業の実態や課題を把握し、事業の有効性の向上を図るための調査研究を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul> <li>○ 全国の事業実施状況の把握・分析         全自治体向け調査等により、全国の自治体の事業実施状況(地域生活         支援事業の各事業における仕組み、実施方法、手法等)や、効果的な取         組が見られる自治体の状況の把握、分析等を行う。</li> <li>○ 各自治体レベルの実施状況の把握・分析         地域生活支援促進事業のうち、「地域生活支援事業の効果的な取組推         進事業」(都道府県、市町村:10/10)の調査設計、及び結果等の取り         まとめ、分析等を行う。</li> <li>○ 好事例の収集         広域実施などの効果的、効率的な事例、ニーズを踏まえた見直しのプロセスなど、地域生活支援事業を効果的に推進している現在の自治体に         おける好事例の取組を収集する。</li> </ul>
求める成果物の 活用方法(施策 への反映)	地域生活支援事業の現状分析、課題整理、好事例をまとめた報告書を作成し、今後の国及び地方公共団体における施策の推進に当たって活用する。
担当課室/ 担当者	自立支援振興室 地域生活支援係(3077、3075)

# 移動支援事業の実施体制整備状況(平成30年度)

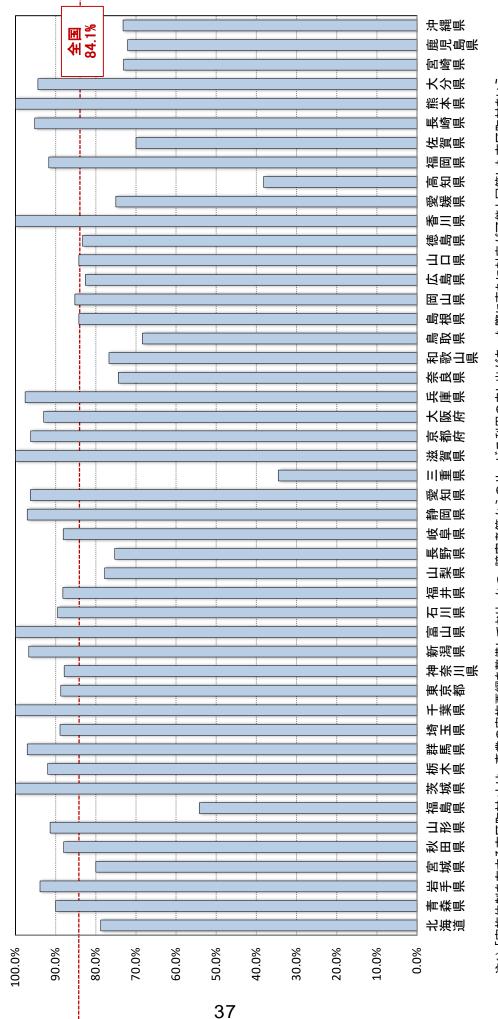
(資料1-3)

全 97.2% 共羈账 鹿児島県 迴擊吗 大分県 熊本県 **岷** 雪 県 平成30年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で97.2%(1,692/1,741) 佐賀県 福国畔 **恒** 田田 愛媛県 海川県 徳島県 温口 正 広島県 島根県 鳥取県 和歌山県 奈良県 兵庫県 大阪府 宗都府 滋賀県 三重県 愛知県 华田県 岐阜県 長野県 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。 上業県 福井県 石三県 **迴**上副 推遞剛 **车帐三**⊪ 東京都 **上** 葉県 埼玉県 群馬県 栃木県 茨城県 福島県 神紀子 秋田県 **护手** 青森県 北海道 %0.06 80.0% 70.0% %0.09 50.0% 40.0% 30.0% 20.0% 10.0% 0.0% 100.0% 36

注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# 地域活動支援センターの実施体制整備状況(平成30年度)

平成30年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市区町村の割合は全国で84.1%(1,464/1,741)。 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注1)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。 注2)基礎的事業(交付税措置分)についての実施体制を集計している(地域生活支援事業費補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない)。 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# ユニバーサルデザイン2020 行動計画 (抄)

(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

### II. 「心のバリアフリー」

### 1. 考え方

深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの ユニバーサルデザイン2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を 「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3 点である。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者と<u>コミュニケーションを取る力を養い</u>、すべての人が抱える困難や痛みを想像し<u>共感する力を培う</u>こと。

### 2. 具体的な取組

### 3) 地域における取組

が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取り組 てはならない。 そのためには、 障害のある人が生活する地域において、 そこに住む人々とのつながりを通じた、 切れ目のないかつ持続可能な取組 共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していな むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

(具体的施策

- ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組
- 平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福 祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行え るよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。 「**厚生労働省**等

### 5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの <u>:害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのた</u> めに障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

目体的格等)

障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、<u>障害のある人自身が</u>上記のコミュニ ケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート(障害のある人自身やその家族が悩み を共有することや情報交換のできる交流)などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成29年度以降、この取組を広めて いくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。 [**厚生労働省**、内閣官房

## 理解促進研修・啓発事業の取組事例

[		
	実施形式	具体的な事業内容
		<ul><li>■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。</li></ul>
	<u> </u>	■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていべため、テキスト・D V Dを使ったサポーター養成研修を開催。
		<ul><li>■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指 導などを行う出前講座を開催。</li></ul>
		■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
	目刊森事	■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。
	手来们队则	■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
		■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通して相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。
	が超インシア	■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。
39	世宝しくこ	<ul><li>■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。</li></ul>
)		■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。
		<ul><li>■ 市と障害者団体が連携し市内のパリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・F M ラジオを活用した広報を実施。</li></ul>
		■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。
	広報活動	<ul> <li>■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げてSOSを示す台図(白杖SOSシグナル)を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖SOSシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出。市広報・ホーハページ・情報誌・新聞・テリブ・ラジオを活用した報活動などを実施。</li> </ul>
		■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。
	その他の形式	<ul><li>■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。</li></ul>
		<ul><li>■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。</li></ul>
1		

## 自発的活動支援事業の取組事例

_		
	実施形式	具体的な事業内容
	ピ <b>アサポート</b>	<ul><li>■ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。</li><li>■障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグルーブ活動を支援。</li><li>■障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みの共有などを行う活動を支援。</li></ul>
	災害対策	<ul><li>■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。</li><li>■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。</li><li>■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。</li></ul>
	孤立防止	<ul><li>■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。</li><li>■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。</li></ul>
40	社会活動	<ul><li>■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。</li><li>■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。</li><li>■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。</li><li>■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。</li></ul>
	ボランティア活動	<ul> <li>■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。</li> <li>■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。</li> <li>■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。</li> </ul>
I	その他の形式	<ul><li>■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。</li><li>■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、障害のある方の働く機会を設ける。</li></ul>
		サージ・コード   中の日本   1 日本   1

# 「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

	〇 「心のバリアフリー推 ションをとり支えあう耳 〇 令和元年度は44	〇 「心のバリアフリー推進事業」とは、障害福祉分野における様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互にコミュニケーションをとり支えあう取組である「心のバリアフリー」を広めるための取組を都道府県が実施する事業 〇 令和元年度は44都道府県で「心のバリアフリー」推進事業を実施。
		心のパリアフリーを広めるための主な事業内容
	広報活動 ・ メディア展開	<ul><li>■ 管内の障害のある方を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子の作成・配布</li><li>■ 障害の特性や障害のある方との日常での接し方について、新聞広告、TVCM、リーフレット・ハンドブック、ポスターなど多様なメディアを活用した広報展開を実施</li></ul>
41	イベント開催等	<ul><li>■ 管内の商業施設で障害の疑似体験や障害のある方が作成した作品を展示するイベントを開催</li><li>■ 障害のある方と地域住民とがともに参加するシンポジウムを開催</li><li>■ 障害のある方やその家族を講師による講演、パラリンピック出場者のトークイベント、ワークショップ等を実施するフォーラムを開催</li></ul>
		【ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布・普及】
	各種ツール等の	<ul> <li>▲ ヘルプマーク (※1)・ヘルプカード (※2) の作成・配布</li> <li>※1 ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方・聴覚障害のある方・対部障害のある方・難病の方・妊娠初期の方など、外見からは容易に分かされているとを周囲に知らせることができるよう、東京都が作成し普及を図っているマーク からない方々が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるよう、東京都が作成し普及を図っているマーク</li> <li>※2 ヘルプカード 東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード</li> <li>※2 ヘルプカード 東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード</li> <li>▲ ヘルプマーク・ヘルプカードに関する普及啓発ポスターやリーフレットを作成し、管内の交通機関等で掲示・配布</li> </ul>
	普及啓発	【あいサポート運動の推進】
		<ul> <li>■ <u>あいサポート運動</u> (**3) を実践する地域住民(あいサポーター)の養成、あいサポーター研修を実施できる地域住民(あいサポートメッセンジャー)の養成、あいサポート運動に取り組む企業等(あいサポート企業・団体)の認定等の取組を実施</li> <li>**3 <u>あいサポート運動</u> 鳥取県がはじめた、地域住民が多様な障害の理解に努め、障害のある方に温かく接し、障害のある方が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動</li> <li>■ あいサポート運動推進のためのバッジなどの啓発資料の作成・配布</li> </ul>





### 障害者に関係するマークの一例

本ページは、各団体等が作成・所管する障害者に関係するマークの一例を紹介するものです。

各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マーク の所管先へお願いします (いずれも内閣府が作成・所管するものではありません。)。

	_		
名	<b>尔</b>	概要等	連絡先
障害者のたる 国際シンボルマ		障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」	公益財団法人 日本障害者リハビリテーショ 協会
上		により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者 の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。	
		※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるも のではありません。	
盲人のため	77	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界	社会福祉法人
国際シンボルド	マーク	共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに 考慮された建物、設備、機器などに付けられています。	日本盲人福祉委員会
		信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用へ	TEL: 03-5291-7885
		の配慮について、御理解、御協力をお願いします。	
身体障害者標		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されて	警察庁交通局交通企画課
身体障害者マ	<b>−</b> <i>7</i> )	いる方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。	TEL:03-3581-0141(代)
X	3	危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路 交通法の規定により罰せられます。	
		聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示に	警察庁交通局交通企画課
		ついては、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマーク を付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路 交通法の規定により罰せられます。	TEL:03-3581-0141(代)
U		大瓜AVATACICA TAN E D 46 まり。	

名 称	概 要 等	連絡先
ほじょ犬マーク Welcome! /・・\ ほじょ犬	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援 振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237
耳マーク	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 TEL: 03-3225-5600 FAX: 03-3354-0046
オストメイト用設備/オストメイト	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク (JIS Z8210) は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・ モビリティ財団 TEL: 03-3221-6673 FAX: 03-3221-6674
ハート・プラスマーク	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、 肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりに くいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、 障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望 していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、 内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL: 080-4824-9928

名 称	概 要 等	連 絡 先
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及	岐阜市福祉部福祉事務所障がい 福祉課
	啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声を かけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてくだ	TEL: 058-214-2138 FAX: 058-265-7613
SOS	さい。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に	
(社会福祉法人日本盲 人会連合推奨マーク)	遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示 していなくても、声をかけてサポートをしてください。	€:
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の 方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても 援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当
	必要としていることを知らせることができるマークです (JIS規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・	TEL: 03-5320-4147
	バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	
THE PARTY NAMED IN		

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公

↑  $x-\Delta > \underline{w}$ 策について  $> \underline{か野別の政策一覧} > \underline{福祉・介護} > \underline{地害者福祉} > ヘルブマークのIIS (案内用図記号) への追加について$ 

### ™ ヘルプマークのJIS(案内用図記号) への追加について

### ヘルプマークのJIS(案内用図記号)への追加について

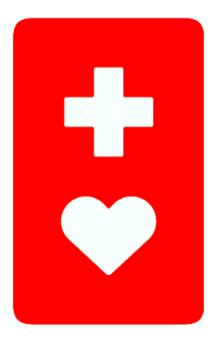
ヘルプマークは、東京都が「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせること で、援助を得やすくなるよう、作成したマーク」です。

平成29年7月20日に、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とすることを目的に、案内用図記号(JIS Z8210)の規格が見直され、その中に「ヘルプマーク」が追加されました。

配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、今後ヘルプマークが今以上に活用されていくこととなります。 ヘルプマークを身に善けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける 等、思いやりのある行動をお願いします。

### トピックス

▶ 報道発表資料(社会・援護局) ▶ トピックス一覧



(ヘルプマーク)

- 東京都の関連ホームページ
- 経済産業省の関連ホームページ

- ▶ 政策について
- 分野別の政策一覧
- ▶ 健康・医療
- ▶ 子ども・子育て
- ▼ 福祉・介護
- ▶ <u>障害者福祉</u>
- ▶ 生活保護・福祉一般
- ♪ 介護・高齢者福祉
- ▶ 雇用・労働
- ▶ 年金
- ▶ 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制度
- 国会会議録
- 予算および決算・税制の概 亜
- 政策評価・独法評価

### 関連リンク



情報配信サービスメ ルマガ登録



子どものページ

### (掲載URL)

(資料2-1)

事務連絡

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する 新型コロナウィルス感染症の対応への配慮について

行政機関等における障害者等への配慮については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、福祉分野のみならず様々な分野において合理的配慮の対応をいただいているところです。

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況であることから、新型コロナウィルス担当部局や視聴覚障害者情報提供施設、地域の障害者団体等と連携を図り、以下の点について特段のご配慮をお願いいたします。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先(電話番号等)の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供 等
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、 電話以外に FAX 番号又はメールアドレスの周知や字幕映像の提供 等 (特に各都道府県市のホームページに掲載している「帰国者・接触者相談センター」の FAX 番号の掲示等)

### 【問合わせ先】

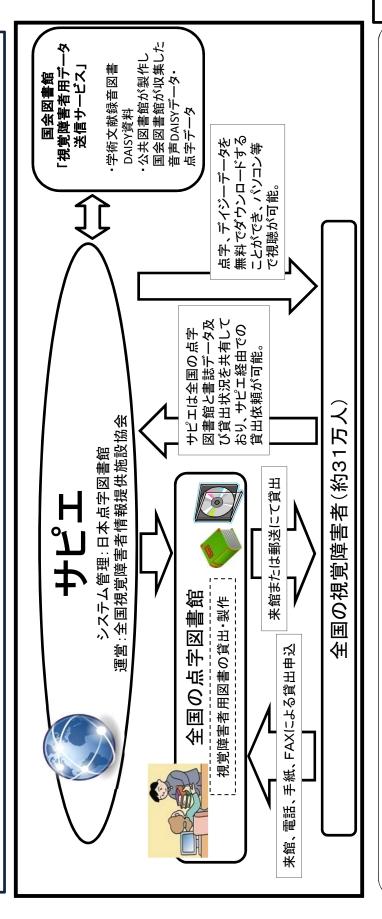
厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 塩野、長井

電話: 03-3595-2097 FAX: 03-3503-1237

### (資料2-2)

# 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」について

視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある者に対し、点字、デイジーデータの情報を提供するITネット 7-7。 利用者は、インターネットを活用し、全国の点字図書館の蔵書の検索や貸出依頼、点字、デイジーデータのダウン ロード等を行うことができる。 0



○「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)

〇全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、 <u>点字図書や録音図書の全国最大の書誌データ</u> ベース(約66万件)として広く活用されている。18万タイトルの点字データを保有し、7万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングが可能で あり、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、

視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

(「サピエ」視覚障害者情報総合ネットワークHPから)

- 第198回通常国会において、議員立法「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が成立 したところであり、視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現 の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することとされている。
- を創設し、視覚障害者等が地域においてより身近に読書が楽しめるよう、都道府県が中心となり読書バリアフリーに向けた地域 第9条)及び「人材の育成等」(法第17条)について、<u>地域生活支援促進事業に「地域における読書バリアフリー体制強化事業</u> 読書バリアフリー法を踏まえ、現在、十分な対応ができていない「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備」(法 における環境整備のための取組を総合的に実施する。

### 事業内容

## ① 点字図書館と公共図書館等の連携強化

点字図書館と公共図書館等が連携できるよ**う、**協議会の場を設けるほか、点字図書館から公共図書館等に対して対面朗読 サービスやサピエの利用にあたっての支援に関するノウハウの提供やサービス実施の充実に向けた研修会等を実施する。

(参考)サピエとは・・・「視覚障害者情報総合ネットワーク」の通称で、視覚障害者等がインターネットを通じて点字図書や音声図書をダウンロードできるネットワーク。

# ② 視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援

視覚障害のみならずその他の障害(上肢障害や識字障害など)のある者のサピエ等の利用促進にかかる取組(障害者団体と の協議会の設置など)や、視覚障害以外の障害に関する接遇や留意点等の研修を実施。

点字図書館と公共図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員等の養成の推進にも取り組む。 ③ 地域における図書等の点字化・音声化・テキストデータ化ができる人材養成の強化

### 実施主体、補助率

〇実施主体 都道府県、指定都市、中核市

O補助率 国 1/2、都道府県 1/7

(資料2-3)

### 概要 (読書バリアフリー法) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

参布

目的(1条)

6 <mark>肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)</mark> 読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 **視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、** 

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

### 基本理念(3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等(デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、 その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)が提供されること
  - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
    - ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

### 国・地方公共団体の責務(4条・5条)

- 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

### 基本的施策 (9条~17条)

## ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・ 点字図書館における取組の促進 など

## ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条)

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク (サピエ図書館を想定)の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

### ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援 ※特定書籍・特定電子書籍等:著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍 電子書籍等

### ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

# ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備 (13条)

- ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援 (14条)
  - ①情報通信技術の習得支援 (15条)
- /正式祖言大語の日記へ成、150米/ ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

# ®アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等 (16条)

音 ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等 (17条)

## 政府に対し、施策の実施に必要な<mark>財政上の措置</mark>等を義務付け(6条)

### 協議の場等 (18条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、 ネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等 施行期日:公布の日



### **Press Release**

報道関係者 各位

令和2年1月31日

【照会先】

社会 · 援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

室長補佐

塩野 勝明 (内線3072)

情報・意思疎通支援係長 杉渕 英俊 (内線3077)

(代表番号) 03-5253-1111

(直通番号) 03-3595-2097

( F A X ) 03-3503-1237

### 第 31 回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格発表について

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターでは、手話通訳技能認定試験(※1)を実施しています。昨年10月に実施された第31回試験(※2)の合格発表が次のとおり行われますので、お知らせいたします。

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターから受験者本人に合否通知を送付
- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに合格者の受験地と受験番号を掲示
- O 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターのホームページに合格者の受験地と受験番号 を掲載

(結果概要)今年度の第31回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の結果概要は以下の とおりです。

- •受験者数 1,100 人
- •合格者数 121 人
- •合格率 11.0%
  - ※ 合格者の状況及び過去の試験結果は別紙参考1、参考2のとおり (社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターホームページより)

- ※1「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成 21 年3月 31 日厚生労働省令第 96 号)」に基づく厚生労働大臣認定試験です。
- ※2 第 31 回手話通訳技能認定試験は次のとおり実施されました。

### (1)試験実施法人の名称と所在地

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 理事長 中村 吉夫

- ・所在地: 〒153-0053 東京都目黒区五本木1丁目8番3号
- •連絡先:(電話)03-6833-5001、(FAX)03-6833-5000
- •U R L:http://www.jyoubun-center.or.jp/

### (2)試験期日

令和元年 10 月5日(土)学科試験令和元年 10 月6日(日)実技試験

### (3)試験地

東京、大阪、熊本

### (4)試験科目

① 学科試験

障害者福祉の基礎知識、聴覚障害者に関する基礎知識、手話通訳のあり方、国語

② 実技試験

読取り通訳(手話を音声で表現)、聞取り通訳(音声を手話で表現)

### (参考1)第31回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)合格者の状況

### 1. 性 別

区分	男	女	計	備考
人数(人)	11	110	121	( )内は第30回の結果である。
入奴(人)	(6)	(102)	(108)	
宝(4)	9.1	90.9	100.0	
割合(%)	( 5.6 )	( 94.4 )	( 100.0 )	

### 2. 年齢別

. 十四1771	I		T
年齢区分	人数(人)	割合(%)	備 考
20~29	9	7.4	( )内は第30回の結果である。
20.029	(13)	(12.0)	
30~39	15	12.4	
30~39	(13)	(12.0)	
40~49	39	32.2	
40~49	(38)	(35.2)	
50 <b>~</b> 59	49	40.6	
5059	(36)	(33.3)	
60~	9	7.4	
00.0	(8)	(7.4)	
計	121	100.0	
āl	(108)	(100.0)	

### 3. 都道府県別受験者数•合格者数

(単位:人)

都道府県名	第 31	回試験	如学应但夕	第 31	回試験
<b>创理</b> 析宗石	受験者数	合格者数	都道府県名	受験者数	合格者数
北海道	27	2	滋賀県	17	5
青森県	8	1	京都府	22	3
岩手県	4	0	大阪府	81	18
宮城県	8	1	兵庫県	54	8
秋田県	6	0	奈良県	8	0
山形県	4	0	和歌山県	16	4
福島県	22	3	鳥取県	9	1
茨城県	2	0	島根県	4	0
栃木県	4	2	岡山県	16	2
群馬県	16	3	広島県	26	5
埼玉県	86	8	山口県	18	5
千葉県	29	1	徳島県	5	2
東京都	260	20	香川県	4	0
神奈川県	78	9	愛媛県	13	3
新潟県	14	0	高知県	5	0
富山県	5	0	福岡県	33	3
石川県	14	1	佐賀県	6	0
福井県	6	0	長崎県	15	0
山梨県	8	0	熊本県	20	0
長野県	11	1	大分県	5	0
岐阜県	2	0	宮崎県	9	1
静岡県	37	0	鹿児島県	14	1
愛知県	25	4	沖縄県	10	3
三重県	14	1	合計	1,100	121

<sup>・</sup>上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。

<sup>・</sup>上記には政令指定都市在住者の数を含む。

[再掲] 政令指定都市別受験者数 合格者数

(単位:人)

ᅲᄼᆂᄼ	第 31 回試験		<b>小人士</b> 夕	第 31 回試験			
政令市名	受験者数	合格者数	政令市名	受験者数	合格者数		
札幌市	5	1	名古屋市	3	0		
仙台市	3	1	京都市	9	3		
さいたま市	8	1	大阪市	15	3		
千葉市	3	0	堺市	7	0		
横浜市	34	4	神戸市	21	2		
川崎市	9	2	岡山市	7	0		
相模原市	2	0	広島市	6	1		
新潟市	4	0	北九州市	4	0		
静岡市	5	0	福岡市	4	2		
浜松市	7	0	熊本市	7	0		
			合計	163	20		

### (参考2)過去の試験結果

区 分	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
受験者数A(人)	1,082	640	541	411	378	430	510	606	619	726
合格者数B(人)	197	124	111	81	93	70	74	57	86	71
合格率B/A(%)	18.2	19.4	20.5	19.7	24.6	16.3	14.5	9.4	13.9	9.8
区 分	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
受験者数A(人)	893	1,018	910	1,008	1,124	1,109	1,011	1,034	961	897
合格者数B(人)	50	63	40	98	117	113	116	228	246	317
合格率B/A(%)	5.6	6.2	4.4	9.7	10.4	10.2	11.5	22.1	25.6	33.1
区 分	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回
受験者数A(人)	932	863	920	948	931	956	1,076	1,058	1,037	1,105
合格者数B(人)	311	184	182	105	190	106	23	119	85	108
合格率B/A(%)	33.4	21.3	19.8	11.1	20.5	11.1	2.1	11.2	8.2	9.8
区 分	第31回									
受験者数A(人)	1,100									
合格者数B(人)	121									
合格率B/A(%)	11.0									

<sup>\*</sup> 第1回~第31回までの合格者数3,886人

# 公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けた基本的な方向性 ~電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告書概要~

### ーサーボス 電話リア

耳の聴こえない人と耳の聴こえる人とを、オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、即時双方向につなぐサービス

ビデオ・文字チャット (スマートフォン等) データ通信 聴こえない人

オペワーター(手話・女字通訳者) ードスを

即時双方向的にメッセージを

「リレー形式」で伝達

固定電話 携帯電話 音声通話

世の

(警察・消防・海上保安庁) ※緊急通報受理機関 聴こえる人

## 公共インフラとしてのサービス概要

56

### 提供条件

当事者団体を交えて、検討・整理

手話•文字 通訳方式 24時間/365日を目指す 提供時間 音声通話と同程度(従量制)

利用料金

※日本の聴覚障害者等の数 は34万人(H28)

### 費用負担の考え方

①ユニバーサルサービス交付金制度による負担金

提供時間:8:00~21:00 9,300人、3.7億円/年

※日本財団のサービス

- ②電気通信事業者による負担
- (ユニバーサルサービス交付金制度と類似制度) ③音声サービスの利用者による負担

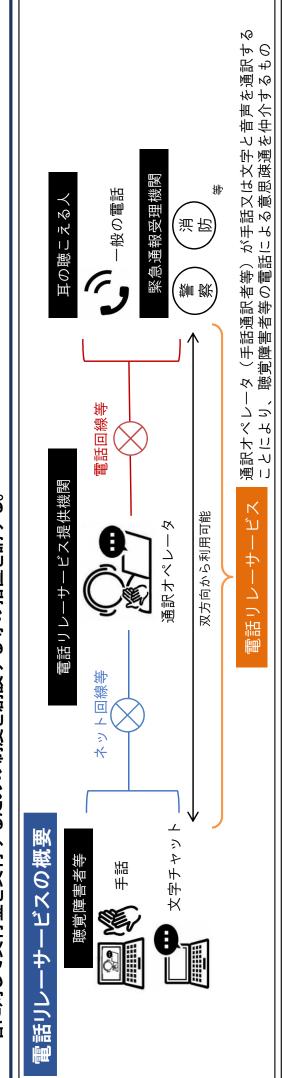
### 今後の取組

- 課題ごとに実務者レベルによる検討
- ■制度整備を検討

- ■電話リレーサービスの早期実現 (可能なものを段階的に導入)
- 音声認識等も、並行して技術開発

# 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案( 概要

②聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、①国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、 者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる。



### 国による基本方針の策定等 法律案のポイント(1):

57

総務大臣が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本方針を 国及び電話提供事業者等の責務について定めるとともに、 定めること※を規定する。

ーサービスの提供条件として、通訳方式は手話・文字の両方、提供日時は24時間/365日、利用料金は耳の聴こえる人の電話料金と同等とすること等を定めることを想定。 ※電話リレーサービス以外の聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に係る取組みとして、音声認識やAI(人工知能)の技術開発の推進の方向性等について定めることを想定。

# 法律案のポイント②: 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等

電話提供事業者に負担金の納付を義務付 当該機関に対して電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を交付するための制度を創設する。 電話リレーサービスの提供の業務を行う者(電話リレーサービス提供機関)を指定し、 Ť

負担金は、利用者に

当面、負担額は毎月1番号あたり 転嫁可能) 1円以下を想定

負担金の

電話リレーサービス

事業計画認可等) 監督(指定、 支援機関

交付金の

電話リレーサービス 提供機関

電話リノーサービス 提供業務の実施

(資料2-

手話通訳事業者等に委託可能) (オペレータ業務は、

電話提供事業者

総務大田

手話通訳事業者等

6)

事 務 連 絡 令和元年 11 月 7 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中 中 核 市

> 厚労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室

「NET118」の導入について (周知依頼)

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼 申し上げます。

本年11月1日より、海上保安庁では聴覚障害者・言語機能障害者がスマートフォン等での入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」の運用を開始いたしました。

「NET118」は、聴覚障害者・言語機能障害者が円滑に緊急通報を行うための有効な手段であることから、貴職におかれましては、別添の内容について聴覚障害者・言語機能障害者や関係団体へ周知いただき、「NET118」の利用促進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村に周知方お願いいたします。

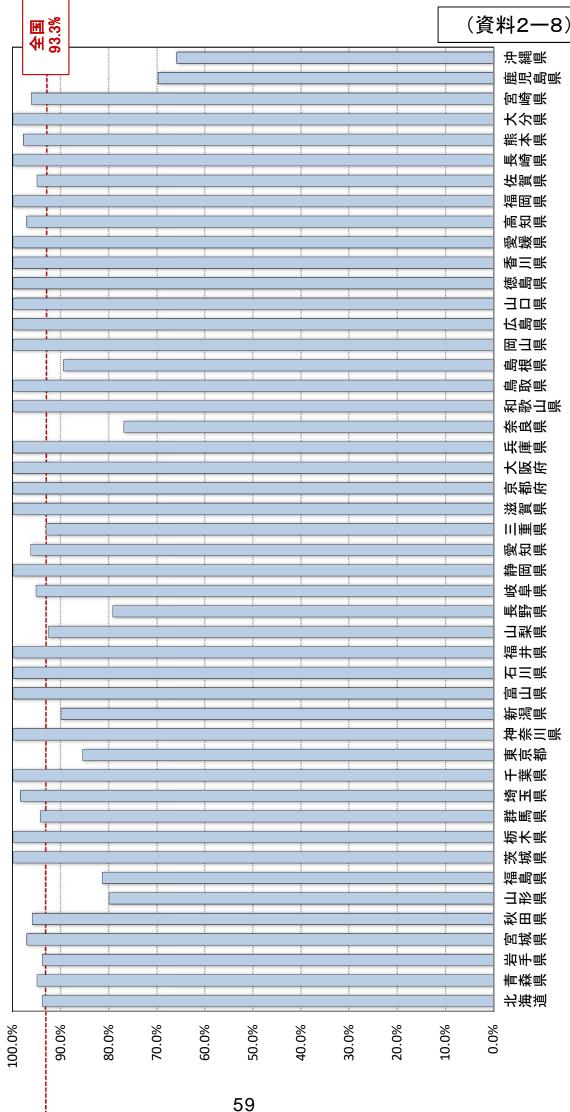
### 【問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 情報・意思疎通支援係 TEL 03-5253-1111 (内線 3076)

FAX 03-3503-1237

# 意思疎通支援事業の実施体制整備状況(平成30年度)

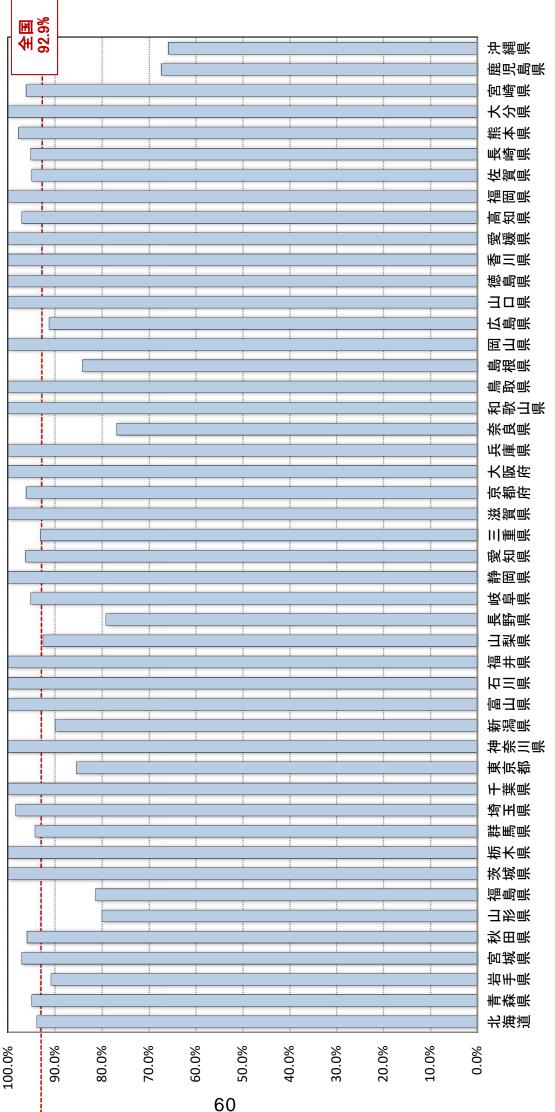
国で93.3.%(1,625/1,741) 合は全 る市区町村の割 平成30年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有す 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# (内訳1)手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況(平成30年度)

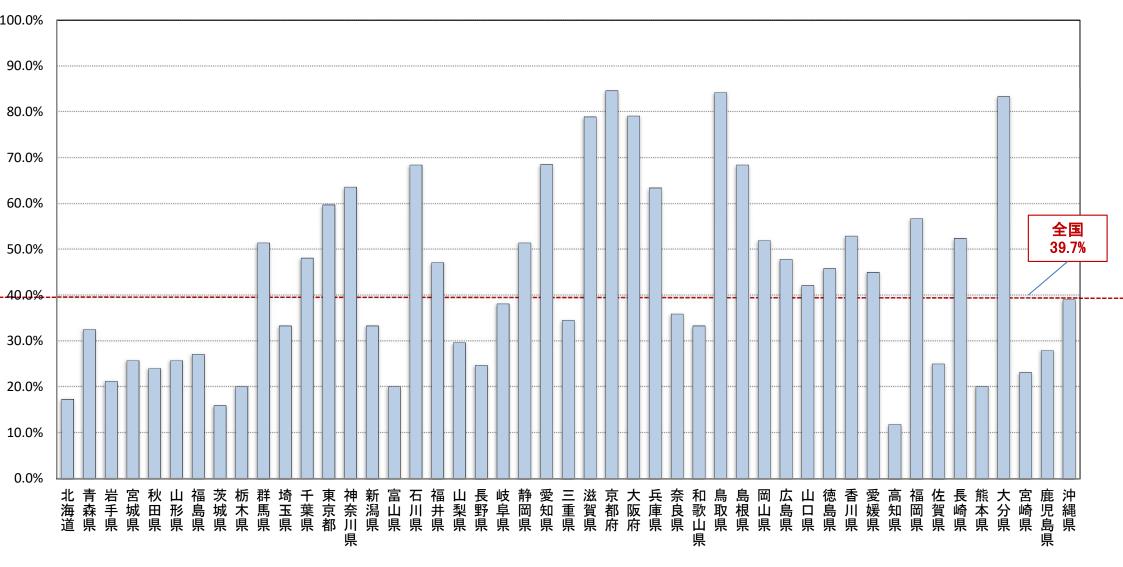
- |合は全国で92.9.%(1,618/1,741) 平成30年度末時点で手話通訳者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割
  - 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。 (資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

### (内訳2)手話通訳者設置事業の実施体制整備状況(平成30年度)

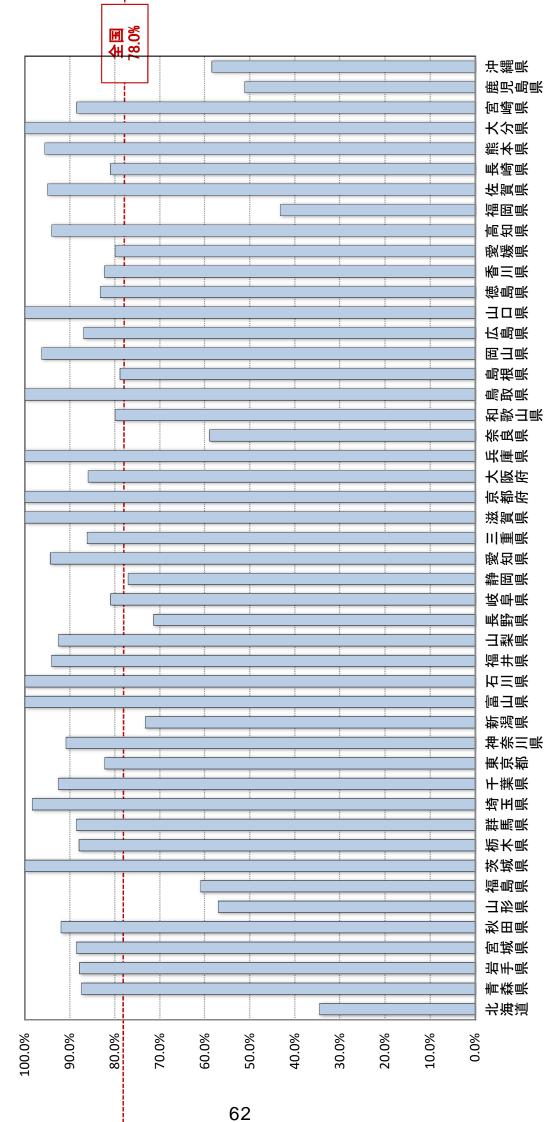
- 〇 平成30年度末時点で手話通訳者設置事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で39.7.%(692/1,741)。
  - 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1.741の市町村及び特別区からの回答を集計

# (内訳3)要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況(平成30年度)

平成30年度末時点で要約筆記者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で78.0.%(1,358/1,741) 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(資料2-9)

要約筆記者指導者養成研修 年度別受講・修了者の推移 (社福) 聴力障害者情報文化センター

$\angle$		平成2	3年度	平成2	4年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2	7年度	平成2	8年度	平成2	9年度	平成3	0年度			令和力	元年度			修了者
		受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了	受講	修了		受講			修了		1911
																		基礎	難聴	ステップ	基礎	難聴	ステッフ゜	累計
01	北海道	2	1	6	5	5	5	12	11	5	5	6	6	4	4	2	2	5		1	5		1	45
02	青森県	3	3	1	1	2	2	3	3			1	1	1	1	1		1			1			12
03	岩手県	5	5	2	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1			1			19
04	宮城県	1	0	1	1			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		1	1		1	1	13
05	秋田県	1	1	3	1			2	2	2	2	1	1			2	2	1			1			10
06	山形県	1	1	6	6	1	1	3	3	1	1	1	1	2	2	2	1	2			2			18
07	福島県	2	2		2	1	1	2	2	1		1	1	1	1	2	2							12
80	茨城県	3	3		4	1	1			2				2	2	2	2		1	1			1	14
09	栃木県	6	6	11	11	4	3	3	3	2		1	1		_	2	2	2		_	2		_	30
10	群馬県	4	4			1	1	1	1	2			1	2			3			3	_		3	17
11	埼玉県	9	9		6	6	6	9	9	7	/	2	2	5	4		10	1		6			6	60
12	千葉県	5	5	6	4	2	2	0		,	,	4	1	4	5	7	6	2	1	2	2	1	2	27 44
13		16	16		7	13	11	13	10	12			13	10			15	9	1	4	8	1	3	106
	神奈川県	16	16	8 5	4		11	13	10	12		14	13	3		15	15	9	1	2	8	1	2	31
15		1	1	3	3	2	1	1	1	2		1	1	3	3	0	0	<del>- '</del>			<del>- '</del>			9
16		4	4	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	1	1	1			1			17
17	石川県	3	3	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2			1	2			2			18
18	福井県	1	1	1	1	1	1	1	1		_	1	1	1	1						_			6
19	山梨県	6	6	3	3	5	5	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	1		1	1		0	28
20	長野県岐阜県	5	5		6	6	6	5	5	4		4	4	3		1	4	2		2	2		2	41
22	静岡県	3	3	3	3	4	3	2	2	2		2	2	2	2	2	1	1		3	1		2	21
23	愛知県	5	5		6	7	6	7	5	4		3	3	6	6		4	2	1		2	1		42
24	三重県	4	3	6	6	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1	3	3			1			1	23
25	滋賀県	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	3	3			1	1	1			1			20
26	京都府	5	5	4	4	5	5	7	7	6	6	6	6	6	6	4	4	2	1		2	1		46
27	大阪府	5	5	10	10	9	9	8	6	12	12	9	9	6	6	1	1							58
28	兵庫県	5	4	5	5	9	9	9	9	11	11	6	6	3	3	3	2	2	1	1	2	1	1	53
29	奈良県	4	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2											15
	和歌山県	4	4	4	4	3	1	4	4			4	4	5	5	5	5	4	1	2	3	1	2	33
31	鳥取県	4	4	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2		1	2		1	22
32	島根県	4	4	3	3	2	1	3	3	2	2	4	4			2	1	3		1	3		1	22
33	岡山県	4	4	4	4	4	4	5	5	2	2	2	2	2	2	5	4	2			2			29
34	広島県	5	5	5	4	4	4	5	4	5	5	5	5	5	5	3	3	2		4	2		4	41
35	山口県	8	8	6	6	6	6	6	6	7	7	3	3	3	3	8	8	1		4	0		4	51
36	徳島県	3	3	2	2	2	2	2	2					2	2	1	1			2			2	14
37	香川県											1	1	3			1	1			1			6
38	愛媛県	2	2		1	2	2		2	2			2	3				1		1	0		1	15
39	高知県	1	1		2	2			2	1		2		2			1	1		1	1		1	15
40	福岡県	5	5		3	4		4	4	4				3			3	3		3	3		3	35
41	佐賀県	1	1			1	1	1	1	2				1			1	1		1	1		1	11
42	長崎県	4	4		3	5				2				1				1			1			26
43	熊本県	4	3			3				2			2	2		3	3	1	1		1	1		19
	大分県	2	2			3	3	2	2	2				1	1									10
	宮崎県	4	4		5	4	4		3	2			1	1	1	1	1	1			1			22
	鹿児島県	3	3					1	1	2					_	_		1			1			7
47	沖縄県	170	172	100	1 1 50	150	145	160	151	2				116			104	1			1		4.5	13
		179	173	162	152	156 数字には		162		141		126	124	116	115	135	124	69	11	52	65	10	49	1,246

※平成25年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。 ※平成30年度からは、3講座に分けて実施。

### 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について (平成30年度末時点)

-			(   ///		1
	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳·介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	4	111	1,500円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	3	18	2,500円/時	無
3	岩手県	13	164	1,100円/時	無
4	宮城県	6	116	1,500円/時	有(240時間/年)
5	秋田県	7	21	2,000円/時	
6	山形県	12	63		
7	福島県	8	88	1,200円/時	
8	茨城県	12	60	1,670円/時	有(180時間/年)
9	栃木県	16	151	1,500円/時	有(240時間/年)
1.0				1,660円/時	
10	群馬県	9	79	(早朝・夜間)1,830円/時	
11	埼玉県	39	100	1,470円/時	
12	千葉県	33	195	1,660円/時	無
13	東京都	143	537	1,700円/時	有 (登録者全体で48,412時間/
14	神奈川県	57	368	1,550円/時	有(80時間/月)
15	新潟県	27	129	1,300円/時	有(240時間/年)
16	富山県	4	52	1,650円/時	無
17	石川県	3	97	1,910円/時	無
18	福井県	25	60	1,670円/時	
19	山梨県	8	76	1,500円/時	無
20	長野県	7	51	2,000円/時	
21	岐阜県	12	75	1,600円/時	有(240時間/年)
22	静岡県	39	176	1,530円/時	
23	愛知県	30	113	1,800円/時	有 ※予算の範囲内で
24	三重県	11	46	1,500円/時	有 (8時間/日)
25	滋賀県	22	113	1,500円/時	有(20時間/月)
26	京都府	23	353	1,500円/時	
27	大阪府	121	466	1,450円/時	
28	兵庫県	59	191	1,300円/時	
29	奈良県	11	49	1,000円/時	
30	和歌山県	6	94	2,100円/時	
31	鳥取県	12	147	3,000円/時	
32	島根県	18	112	1,670円/時	
33	岡山県	16		1,500円/時	有 ※予算の範囲内で
34	広島県	26	245	2,000円/時	
35	山口県	14	160	1,500円/時	
36	徳島県	11	92	1,500円/時	
37	香川県	9	117	800円/時	
38	愛媛県	11	155	1,400円/時	
39	高知県	14	85	1,670円/時	
40	福岡県	18	76	1,500円/時	
				(半日)2,000/日	
41	佐賀県	5	57	(全日)4,000円/日	有(8時間程度/日)
40	巨战旧	0.0	100	(通訳介助員) 4,000円/回	fur.
42	長崎県	33	182	(移動介助員) 1,000円/回	
43	熊本県	8	55	1,530円/時	無
44	十八旧		73	(1時間迄)1,700円/時	無
44	大分県	5	(3	(1時間超)850円/30分	***
45	宮崎県	9	25	1,600円/時	有(8時間/日)
46	鹿児島県	9	55	1,510円/時	
47	沖縄県	26	124	1,540円/時	
-		1014	6055	, , , ,	

※神奈川県、新潟県、三重県、和歌山県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成30 年度地域生活支援事業費補助金実績報告

# 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・視聴覚障害者に対する情報・コ ミュニケーション支援への協力を 避難所等において、視聴覚障 害者への理解を求める。 呼びかける。

### 被災地域の要援護者を確認 安否の確認

障害特性に応じた支援内容 ニーズの把握

### 関係者との連携避難所等における活動

トノフな風呂、 配給場所など 避難所の説明

食料・救援物資の配給など 情報の共有

共用品・消耗品の手配など

### 視覚障害

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周 辺地区で、声をかけて確認。

(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な ・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法 支援を把握する。

·行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供 施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。 ・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状 況の変化などを適切に伝える。 ・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて 悪い例:「張り紙を見て下さい。」など、

機材 物品

個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。

### 

粃

・乾電池(ラジオなど) ・テレビ(解説放送)

### 聴覚障害

- ・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。 (「聞こえない人はいませんか?」など)
- ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。 (「手話できます」「『耳マーク』の活用」など)
- ・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方 法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な 支援を把握する。
- ・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や 施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連 使用方法、状況の変化などを適切に伝える。 携し、ボランティアを効果的に活用する。

聴覚障害者情報提供

·行政、聴覚障害者協会、

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に 応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に

(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

- 聴覚障害者用情報 テレビ(字幕・手話放送) 受信装置 (IPTV受信機)
- ・ホワイトボード(設置型、携帯型)
  - ·補聴器用電池

紪

### 令和元年度 I CTサポートセンター設置状況

(資料2-12)

****	TM14 (ZT4)	ein-At-144 mm	13-T	11071417
都道府県名	運営主体 (委託先)	実施機関	住所	HP7Ͱ*レλ
北海道	一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会	北海道障がい者ITサポートセンター	札幌市中央区北2条西7丁目1かでる2・7 4階	http://www.doshiren.or.jp/index.html
青森県	一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会	青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	青森県青森市野尻字今田52-4	http://www.nemunoki.jp
岩手県			-	
宮城県	特定非営利活動法人 仙台アビリティネットワーク	宮城障害者 ITサポートセンター	仙台市泉区高森2-1-40 21世紀プラザ研究センター内 1階	http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/index1.html
秋田県			_	
山形県			-	
福島県				
茨城県			-	
栃木県			_	
群馬県	パソボラ・サポート群馬	群馬県障害者情報化支援センター	群医目前極市新前極町13。12群医目社会運祉総会センター2階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/
	7 77 77 1 11/19	HINDICATE DISTRICA M. C. J.	NLA03/103/104/193/104/21 23 104/21 23 TERLA03/107/21 101/104/21 101/21 1	ntep://www.mamenp/gamma_jonocenta/
埼玉県			-	
	社会福祉法人 干菜県視覚障害省福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば	社会福祉法人 干葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば	千葉県四街道市四街道1-9-3	http://www.tisikyo.jp/it/81-it/77-2012-01-08-03-51-30
千葉県	社会福祉法人 あかね	社会福祉法人 あかね	千葉県船橋市本中山3-21-5	http://akane-net.or.jp/business.html
	特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	干葉県干葉市稲毛区小仲台2-6-1 京成稲毛ビル205号	http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/
東京都	社会福祉法人東京コロニー	東京都際書者 I T地域支援センター(東京都社会福祉保健医療研修センター 1 階)	東京都文京区小日向四丁目1番6号	http://www.tokyo-itcenter.com/index.html
神奈川県	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	かながわ障害者IT支援ネットワーク	神奈川県横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階	https://shien-network.kanafuku.jp/
	四面は四点人の あの 小面面 こ人 風暴	77 7677 17FE BIT X 18CT-7 1 7 7	TOWN, NEW TOTAL STATE OF THE COLUMN TO COLUMN	negatify smell needlocking income needlocking.
新潟県				
富山県			-	
石川県	(社福)石川県身体障害者団体連合会	石川県障害者 I Tサポートセンター(石川県社会福祉会館 1 階)	石川県金沢市本多町3丁目1番10号	http://www.pref.ishikawa.lq.jp/fukusi/oshirase/it_support.html
福井県	一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会	福井県障害者 I Tサポートセンター 福井県社会福祉センター内 1 階	福井市光陽2丁目3-22	http://www.normanet.ne.jp/~fukui/itsapo/index.html
山梨県	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会	山梨県障害者 I Tサポートセンター 山梨県福祉プラザ1階	山梨県甲府市北新1-2-12	http://sanshoukyou.net/services/itsupport.html
長野県	特定非営利活動法人SOHO未来塾	長野県障がい者ITサポートセンター(特定非営利活動法人 SOHO未来塾)	長野県松本市本庄1-4-10	http://www.sohomiraijuku.jp/it_support/
	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会	福祉メディアステーション(ソフトピアジャバンセンタービル1階)	大垣市加賀野 4 - 1 - 7	http://www.f-media.jp
岐阜県	社会福祉法人 岐阜アソシア	視覚障害者生活情報センターぎふ	岐阜県岐阜市梅河町1-4	https://www.gifu-associa.com/
#A 577/-	144 100 14/44/\ PX+/ ///	NOODE HE HENDEN A CONTRACT A CON	ステスペスナリと呼びです。「す	
静岡県			_	
	一般社団法人愛知県聴覚障害者協会	あいち聴覚障害者センター	名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館	http://www.normanet.ne.jp/~ww100046/
	社会福祉法人AJU自立の家	わだちコンピュータハウス	名古屋市昭和区下構町1-3-3	http://www.aju-cil.com
	社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会	名身連聴覚言語障害者情報文化センター		
				http://www.meishinren.or.jp
	社会福祉法人名古屋ライトハウス	名古屋盲人情報文化センター	名古屋市港区港陽 1 – 1 – 6 5	http://www.e-nakama.jp/niccb
	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	なごや福祉用具プラザ	名古屋市昭和区御器所通3 – 12 – 1御器所ステーションビル3階	http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/
三重県	三重県視覚障害者支援センター	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目131番地	http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
滋賀県	N P O法人滋賀県社会就労事業振興センター	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	滋賀県草津市大路2-11-15	https://hataraku-shiga.net/abput/hatarakikurashiouen/
京都府	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	京都障害者ITサポートセンター	京都府京都市中京区三条寺町東入石橋町14-4	http://kyoto-itsupport.myeki.net/
大阪府	社会福祉法人大阪障害者自立支援協会	大阪府ITステーション	大阪市天王寺区六万体町3-21	http://www.itsapoot.jp/
兵庫県			-	
奈良県			-	
	시 스템시나 I 1975.Lip & Lip + Nico	TOTALLIE FROM THE		10. 77. 1 7
和歌山県	社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟	和歌山県点字図書館	和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ピッグ愛5階	http://wakaten.jp/
鳥取県			_	
島根県			-	
岡山県	公益財団法人 岡山県身体障害者福祉連合会	陪害者 I T サポートセンターおかやま きらめきブラザ (同山県総会福祉・ボランティア・N P O 会館) 内 I 階	岡山市北区南方2丁目13-1	http://www.pref.okayama.jp/page/490972.html
広島県	(株)広島情報シンフォニー	広島県障害者 I Tサポートセンター ((株)広島情報シンフォニー内)	広島県広島市東区牛田新町二丁目2番1号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
	(休)広島旧報シンフオニー	広島宗津音目119ハートピンター((株)広島  報シンフオニー内)	広島宗広島中宋区十四和町二 ] 日2番15	ntcp.//www.sympnony.co.jp/ic-support/
山口県				
徳島県			-	
香川県			-	
愛媛県			_	
高知県			-	
福岡県			-	
佐賀県	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家	佐賀県障害者ICTサポートセンター"ゆめくれよん+"	佐賀県佐賀市鍋島3丁目3-20	http://www.ykureyon.com/
長崎県			_	
熊本県				
大分県			-	
宮崎県			-	
	社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会	鹿児島県障害者ITサポートセンター (ハートピアかごしま3階)	鹿児島市小野一丁目1-1 ハートピアかごしょ3 味	http://shogaisha-kaqoshima.jp/etc/pc-soudan/
	特定非営利活動法人沖縄県脊髄損傷者協会	沖縄県障がい者 I Tサポートセンター	沖縄県浦添市内間5-4-3 ハウジングシーサー101	https://o-it.jp/
札幌市	特定非営利活動法人 札幌チャレンジド	札幌市障がい者 ITサポートセンター	札幌市北区北7条西6丁目1番地	http://www.s-challenged.jp/itsupport/
仙台市	NPO法人アイサポートせんだい	仙台市視覚障害者支援センター	仙台市泉区泉中央2丁目 2 4 – 1 仙台市障害者総合支援センター内	WWW15.plala.or.jp
	社会福祉法人 日本点字図書館	川崎市視覚障害者情報文化センター	川崎市川崎区堤根34番地15 ふれあいプラザかわさき3階	http://www.kawasaki-icc.jp/
川崎市				
	社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会	川崎市聴覚障害者情報文化センター	川崎市中原区井田三舞町14-16	http://www.joubun.net/index.html
新潟市	国立大学法人新潟大学	新潟市障がい者 I Tサポートセンター	新潟市西区五十嵐2の町8050 新潟大学大学院自然科学研究科内	http://nitsc.site/
堺市			-	
	公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会	広島市視覚障害者情報センター	(表現点) 広島市軍区共和二丁目:番5号 (広島市人・保険蓄着福祉セン・ター内)(英原機能) 広島市中区高土規則:1:番27号	(季托先) https://hiroshimashi.shisvokyo.jo//実施機関) https://hiroshimashi.jouhousenter.jo
広島市	公益在団法人広島市身体障害者福祉団体連合会	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会	(委託先)広島市南区松原町5番1号	(委託先) http://shishinren.com/
	パーソルワークスデザイン株式会社	パーソルワークスデザイン株式会社	(委託先)東京都豊島区池袋二丁目65番18号池袋WESTビル	(委託先) https://www.persol-wd.co.jp/
	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会	公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会広島市中途失聴・難聴者協会	(50.0) (2440005911819 (CR46A4050>9-9): (2850) (CR460051-781819 (CR4A408050>9-9)	(明氏) http://bhishinren.com/ (明明期) https://hirothimathi.jouhoucenter.jp http://hirothimachu.gooside.com/public/
1			I .	į

## 障害者芸術の支援をめぐる動き

「全国障害者芸術・文化祭」を大阪府で開催

□

第二

H13

や才能に目を向けた美術作品の展示会等の芸術活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行った。 障害者の作品展示、瑞宝太鼓、手話狂言、ロックバンドのパフォーマンスを披露し、安倍総理、根本大臣等と直接交流する会を開催。 文部科学省と共同で開催し、障害者の芸術活動が施設の余暇的活動を中心とした生きがいづくりや、リハビリ向上のためのものから、障害者の個性 文化庁と共同して、有識者による懇談会を行い、①障害者芸術活動の「裾野を広げる」「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、②具体的な支 援の在り方として、障害者の芸術作品の「相談支援の充実」「権利保護」「支援者の人材育成」「鑑賞の支援」等の必要性が報告された。 障害者文化芸術推進法第7条に基づき策定。障害者による文化芸術活動の幅広い促進や障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対す る支援の強化等を基本的な方針とした上で、令和元~4年度を対象期間に、「鑑賞の機会の拡大」、「相談体制の整備等」、「人材の育成等」など、 障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の 推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とし に関する懇談会」の設置 「安倍総理と障害者との集い~「能力を生かして、生きがいを感じられる社会」の実現に向けて~」を開催 「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国に展開することにより、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(議員立法)の制定(平成30年6月13日公布・施行 障害者文化芸術活動推進基本計画」の策定(平成31年3月文部科学省、厚生労働省策定 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興 平成30年3月7日に開催 障害者の芸術活動支援モデル事業」の実施(平成26年度~平成28年度 「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の報告を受けて、モデル事業を実施 今後取り組むべき各省庁の施策としている。 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を開催 者芸術文化活動普及支援事業]の実施(平成29年度~ 平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日、 平成25年、平成28年にも同様の催しを実施) 「障害者アート推進のための懇談会」を開催 法律に定められた11の基本的施策を、 (文化庁と共同開催) 首相官邸で、「 (平成19年、 <sup>5</sup> 制定。 連 H25 H26 H20 H29 H27 H30 R 1

資料3

1

# 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(概要)

#### 法の背景・目的 (1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわ らず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

#### 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を 窓合的かつ計画的に推進

## 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

#### 基本理念 (3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造する ことができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮さ れた作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品である こと等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創 造への支援を強化

68

- 巜 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、 流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、 次のことが行われなけたばなのない
- ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
- 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別

## 国および地方公共団体の責務(4条、5条)

- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関 する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する**(4条)**
- 自主的かつ主体的に地域 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活 特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する(5条) 動の推進に関し、国と連携を図り、

## 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)

- 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進
- 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
- なが 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備
- 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
- 公共施設における発表のための催しの開催推進 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
- 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
  - 保存場所の確保 など
- 権利保護の推進(13条) (n)

- 著作権等の制度に関する普及啓発 著作権保護等に関するガイドラインの公表 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条) **©**
- 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備

## 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)

- 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供

  - 国際的な催しへの参加促進など

### 相談体制の整備等(16条)

文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備

#### 人材の育成等(17条)

®の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、 など ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、( 大学等における当該育成に資する教育の推進 ・①の説明・環境整備、②の支援、

#### 情報の収集等(18条)

- 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- (国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等) の連携協力(19条) 関係者

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

## 文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、 地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置財政措置等】政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

#### 厚生労働省 平成31年3月策定 文部科学省

#### 本計画の位置付け

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第 47号)」(以下「障害者文化芸術推進法」という。)第7条に基づ き、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
  - 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的 な推進を図るものとする

## 障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動 への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様 な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動 全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらす。 同時に、共生社会の実現に寄与する

#### 基本的な方針

障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点と し、具体的な施策に取り組む

## 視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

いかなる 障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文 芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、 化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

## 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の 視点2)

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、 文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を 固定せずに議論を続けていくことが重要

#### 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、 心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現 視点3)

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者 の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解 を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築すること

#### 施策の方向性

平成31~34 ○ 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、 年度を対象期間とする

#### (1) 鑑賞の機会の拡大

- ・障害特性に応じた利用しやすい環 境整備の推進
- 栅 適切な対応ができる人材の育成
  - ・地域における鑑賞機会の創出

#### (2) 創造の機会の拡大

- ・創造活動の場の創出・確保・多様な創造活動の場における環 境・内容の充実
- ・創造活動の場と障害者をつなぐ人 材の育成

### (3) 作品等の発表の機会の確保

- ・発表の場の創出・充実
  - ・海外への発信

### (4) 芸術上価値が高い作品等の評

- ・作品や活動等の情報収集・発信と 環境整備
- ・作品や活動に対する保存等の取組 等

#### (5)権利保護の推進

- 及啓発 ・自らの意思表示に困難を伴う障害 ・作品等に関わる様々な諸権利の普
  - 者への配慮
- 研修、相談などの環境整備等

## (6) 芸術上価値が高い作品等の販売等

#### に係る支援

- ・企業等における環境整備や販路開拓 の促進
- ・地域における相談支援体制の促進

## (7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

国内外など幅広い交流の促進 福祉、教育等の各分野の連 S流 等 猫・ 公流 ・お越、 ・文化、

#### (8) 相談体制の整備等

・地域における相談や支援体制の全国的 な整備

#### (9) 人材の育成等

・障害者による文化活動を理解し支 援等を行うための人材の育成・教 育 等

#### (10) 情報の収集等

- ・障害者による文化芸術活動の調査
- 国内外における情報収集・発信の

#### (11) 関係者の連携協力

- ・身近な地域におけるネットワークの整
- 各地域を結んだ広域的な連携の推進

## 【厚生労働省】 (令和2年度予算案) 障害者の芸術文化活動に関する予算

## 障害者芸術文化活動普及支援事業

## **〔令和 2 年度予算案〕338, 500千円(令和元年度予算額 231, 500千円)**

事業内容等

障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26~28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、 演劇、音楽等)の更なる振興を図る。 令和2年度においては、都道府県における支援センターの設置を一層促進するとともに、広域センター(ブロックレベル)について、各地の支援センター で実施される支援の質を高めるための取組の拡充(自治体、支援センターの取組の実態把握・課題分析の強化、支援センターの支援の好事例等の普 及、自治体の障害者芸術基本計画の策定支援等)を図ることとしている。

- (1)都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等)
- (2)ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
- (3)全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

1/2 (1)都道府県 (1)都道府県 (実施計体) ( [補助率] (

(2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10)

定額(10/10相当)

#### 全国障害者芸術・文化祭の開催 ر. ا

<del>70</del>

## **〔令和 2 年度予算案〕70, 500千円(令和元年度予算額 70, 500千円)**

全国障害者芸術·文化祭開催事業

美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。 令和2年10月17日~12月6日 宮崎県で開催予定

開催県におけるコーディネーターの配置 (N)

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの 配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

### 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 ო

(55億円)の内数 [令和2年度予算案] 地域生活支援促進事業

[事業内容等]

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加 機会の拡充を図るため、令和2年度宮崎県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県) [実施主体]

[補助率]

## **〔令和 2 年度予算案〕338,500千円(令和元年度予算額 231,500千円)** 障害者芸術文化活動普及支援事業の展開

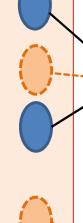
#### 〈事業展開

都道府県 イベン

## 県内における活動支援

未実施県 実施県

(未実施県合む) に対する技器



**台県** 

ブロック 加出

ブロック 加出 連携事務局

## 1/**〈めしべルの**事業内容〉

全国フベル

#### (1) 都道府県レベル

障害者の芸術文化活動(美術、演劇、 )を行う事業所を支援する「支援セン 一」を設置し、次の事業を行う。 等)を4 ター」3

都道府県内における事業所等に対する相 (支援方法、権利の保護、鑑賞支 談支援 援等) 1

冊

洲

 $\mathbb{E}$ 

- 芸術文化活動を支援する人材の育成等
- 関係者のネットワークづくり Ð

唙

- 発表等の機会の創出 Н
- 情報収集・発信(都道府県内の実態把握 情報発信)  $\forall$

#### (2) ブロックレベル

各支援センターをブロック単位で支援する 「広域センター」を設置し、次の事業を行う。

- (支援センターへ関係機関や専門機関の紹 介、アドバイス<u>、実態把握を通じた好事</u> 都道府県の支援センターに対する支援 例の紹介等) 1
- 支援センター未設置都道府県の事業所等 に対する支援  $\nearrow$
- 芸術文化活動に関するブロック研修開催 Ð
- ブロック内の連携の推進 発表等の機会の創出 Н  $\forall$
- 地方自治体の障害者芸術計画の策定支援 七

#### (3) 全国レベル

全国の支援センター及び広域センターを横 断的に支援する「連携事務局」を設置し、次 の事業を行う。

- ターや支援センターへ関係機関や専門家の 広域センター等に対する支援(広域セン 紹介、アドバイス等) 1
- 全国連絡会議の実施  $\nearrow$
- 全国の情報収集・発信、ネットワーク体 制の構築 D
- 成果報告とりまとめ、公表等 Η
- 芸術団体等との連携 障害者団体、  $\forall$

#### 文化祭開催事業 批 是黑朝

#### 70,500十日) (令和元年度予算額 70,500千円] [令和2年度予算案

#### 名 Ш

国民の障 とともに、 豊かにする。 147 :: ° % -の生 4 障害者( 目的と-じこてと 嬹 10 者の芸術及び文化活動への参加を当自立と社会参加者の促進に寄与す . の障害』 [害者の[ 靊 1 出 識を深め、 文化祭は、認識を深め رد の理解 批徭 艸 < 删 删 曹

#### 쌜 卄

開催地市町村等 開催地都道府県、 労働省、 ₩ 刪

#### 開催拋鄒

- (5)
- 回開催 毎年1 都道府県持ち回りで、 開催地は、
- で開催 都道府県 国民文化祭と同 平成27年度から、 X

### 令和 2 年度事業内容

国障害者芸術・文化祭みやざき大会 第20回全 : 你名: - 0.0

いざ神話の源流 海の幸 山の幸 ャッチフレーズ: 本方針 (テーマ) #

基本方針

若い世代が輝 「神話の源流みやざき」の探求すべての県民が参画し、若い世 サベトのご  $\bigcirc$ 

新しい出会いから始まる文化の創造

文化で紡ぐ共生社会 共に感じる 共に生きる 4

そして世界 育まれた食と暮らし 日(日) 51日間 「ひなた」に育 士)~12月6日  $\stackrel{\cdot}{(} \stackrel{+}{\exists} )$ ⑤ 年10月17日

**令和2**:

40

<

YAMANOSACHI UMINOSACHI

話流

フォーカスプログラム、パートナーシッププログラム、 スティバル、 J L 主催事業(総合フェステ に感じる芸術文化プログ 三 宗 共に生きて共 県実行委. 唙 業内沒

エスティバル133事業) 沼 **多** 粣 主催 411 市町村実行委  $\sim$ 

#### に開催 (概ね10月~12月の間) ₩ 毎年1回、

#### 開催状況等 **参**表)

| 回 (H13)大阪府2回 (H14)岐阜県3回 (H15)東京都3回 (H15)東京都1回 (H16)兵庫県5回 (H17) 山形県5回 (H17) 山形県 - 0 m 4 m 策策策策

第6回(H18)》 第7回(H19) 第8回(H20)》 第9回(H21) 第10回(H21)

账 第11回(H23) 埼玉県 第12回(H24) 佐賀県 第13回(H25) 山梨県 第14回(H26) 鳥取県

(平成28年12月9日~11日) (平成29年9月1日~11月30日) (平成30年10月6日~11月25日) (令和元年9月15日~11月30日) (合和元年9月17日~12月6日) 第16回(H28)愛知県 第17回(H29)奈良県 第18回(H30)大分県 第19回(H31)新潟県 第20回(H32)宮崎県(

第21回 (R03) 和歌山県

72

#### (1) 事業目的

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムの充実に向けて、全国における 6 障害者による芸術文化活動の裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とす

#### (2) 実施主体

・文化祭開催県を除く。 (当該年度における障害者芸術 都道府県

#### (3) 事業内容

- 障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸・文化祭、展示、舞台公演又はフェスティバル等を実施する。 • 文化祭、展示、 毛
- 対象とする分野は、美術・音楽・演劇等の分野で構成する。

#### (4) 留意事項

- ア
  事業の開催期間は概ね2日以上とする。
- 開催に当たっては、芸術・文化祭に必要な企画等のため、実行委員会を組織するこ
- 全国障害者芸術・文化祭開催都道府県に配置するコーディネーターとの連携を図る Ð
- 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること

#### BiG-Bet?

「国際障害者交流センター(愛称ビッグ・アイ)」は、「国際・障害者の十年」を記念して、厚生労働省が全国の障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボル的な施設として、建設しました。



#### **ビニュー・フー・**は、3つの基本理念に基づき、4つの機能を活用して、4つの事業を展開します。

#### 23

#### 3つの基本理念

- 1. 障害者が主役
- 2. 芸術・文化活動や国際交流を通して障害者の社会参加の促進
- 3. 多くの人に親しまれる施設



#### 4つの機能







◎研修室

(3)全ての障害者の

交流事業



◎宿泊室



◎レストラン



4つの事業

(1) 国際交流・

国際協力事

(2) 障害者の芸術・ 文化の発信事業

(4)大規模災害時の 後方支援事業 自立、参加、そして交流

新しい時代のノーマライゼーションのために

Independence: 自立 Information:情報

Intercommunication:交流 International:国際的



BiG-8

完全バリアフリー対応であらゆる人々にとって利用しやすく、また障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる施設です。

1) 共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート支援 ・アウトリーチ ・啓発 など
2) 自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト ・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム など
3) 異文化の交流	・アートフェスティバル ・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流 など
4) 災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座など
5) 情報発信	・WEB への情報発信、提供など
6) 地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働 ・産官学との連携事業の実施 ・障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局の運営



〒590-0115大阪府堺市南区茶山台1-8-1 TEL:072-290-0900FAX:072-290-0920 e-mail:info@big-i.jp http://www.big-i.jp

#### 般向けの普及啓発

ポスター

フーレフシア (一般のけ) | 日本の日本 光ょじま Welcome!

ステッカー



ほじょ犬のこと 政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン ~障害のある方のパートナー もっと理解しよう!



online.go.jp/prg/prg14097.html http://nettv.gov-

## 医療機関向けの普及啓発

ノーレフット



受け入れマニュアル 身体障害者補助犬



※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成。各都道府県医師会を通じて周知を図っている

## 海外使用者向けの普及啓発

1

事へかしくはボームページへ 部ひょ大 本屋

(人) 原生労働省

英語版リーフフット (.... 124 3c

海外使用者向けポータルサイト http://www.mhlw.go.jp/english/policy/caredisabilities/assistance\_dogs/index.html welfare/welfare-





最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホーム 実働頭数、イベントのお知らせ等、 ページで情報発信

資料3

2











https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

# 「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害 『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促す 者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。 障害者問題に関心のない一般市民に対し、 日頃、 〇目的

盲導犬、介助犬、聴導犬 身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。 ーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。 それぞれのデモンストし

平成18年度	12月4日	4.444日日日第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
平成19年度	12月4日	イナインは、日本のオロン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイ
平成20年度	12月3日	
平成21年度	12月4日	(半男群/男群コーモ)には
平成22年度	12月4日	ひひほ―10寅氏(寅氏5)
平成23年度	12月4日	
₩ 市 市 Δ Δ 任 申	日06月6	ららぽーと甲子園(尼崎市)
十八人4十八岁	12月2日	ららぽーと横浜(横浜市)
17 市 26 年	9月29日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
十成234長	12月7日	ららぽーと横浜(横浜市)
计 市 06 年	9月28日	(上十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
十成20十足	12月6日	ららぽーと横浜(横浜市)
	10月3日	阪急うめだ本店(大阪市)
平成27年度	10月4日	ららぽーと甲子園(尼崎市))
	12月5日	ららぽーと横浜(横浜市)
	10月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
平成28年度	12月3日	ららぽーと横浜(横浜市)
	3月27日	ららぽーとEXPOCITY(吹田市)
	12月3日	ららぽーと立川立飛(立川市)
平成29年度	12月9日	阪急うめだ本店(大阪市)
	3月3日	エミフルMASAKI(松山市)
	9月30日	恵比寿ガーデンプレイス(東京都)
平成30年度	10月14日	かでる2・7(札幌市)
	12月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
	11月4日	東京ソラマチ®(東京都)
令和元年度	11月10日	JR岡山駅エキチカひろば(岡山市)
	12月7日	阪急うめだ本店(大阪市)







平成28年度 のイベントより



地域生活支援促進事業費補助金(国庫補助率:1/2

※ 都道府県事業

※障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>地</u>域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により業務を効果的・効率的に実施

#### 皿

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補 助犬の育成(訓練を含む)を行うとともに、地域における利用希望者のニーズ等を踏まえた補助犬の普及促進等を計画的に進めることに より、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

#### 2 事業内容

#### (1) 補助犬の育成

第2条(第4項を除く。)及び第3条(第4項を除く。)の規定に基づき行う訓練をいう。)を実施する。なお、本事業の対象経費 補助犬を育成するための訓練(身体障害者補助犬法施行規則(平成14年厚生労働省令第127号)第1条(第4項を除く。 は、身体障害者補助犬法第16条第1項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に限る。

### (2) 育成計画の作成

補助犬の育成計画を作成する。また、必要に応じ計画の見直しを行う。

- ア 補助犬に関するニーズの把握
- 各都道府県における補助犬の使用者数及び使用希望者数の把握。
- イ 供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

計画的な対応を行うための広 訓練事業者の育成状況(育成可能頭数・見込み等)を把握し、アによって把握したニーズを踏まえ、 域的な連携体制を構築する(隣接都道府県、補助犬の訓練事業者等が参画する連携協議会の設置等)。

## (3) 理解促進、普及・啓発

地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う。

#### 3 留意事項

- 訓練事業者による補助犬を希望する障害 補助犬を使用するための訓練を希望する障害者の選定を行う場合は、障害等の状況や生活環境などを十分に確認することにより、 訓練や訓練後の補助犬の認定が適切に行われるかどうか、慎重に検討を行うこと。その際、 者との面接等を通じて得られた、訓練実施の見込み等を参考とすることが望ましい。
- 実際の訓練を行う訓練事業者の選定に当たっては、訓練を希望する障害者の意向を踏まえつつも、当該訓練事業者の補助犬に関す る訓練・認定実績等を確認することなどにより、適切な事業者の選定に留意する。

公益財団法人テクノエイド協会 作成資料

## 認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

## 認定補職器専門店

公益財団法人テクノエイド協会が補聴器販売店からの認定申請に基づき、その店舗の 「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合している補聴器販売店を認定し、当協会の 補聴器販売事業が補聴器の適正な販売を行うために遵守すべきものとして定めている 認定補聴器専門店登録簿へ登録、認定証書を交付している。

[認定補聴器専門店] 194店(令和2年2月現在

https://www5.techno-aids.or.jp/shop/search.php

## 認定補聴器技能者

補聴器の適合調整、補聴効果の確認及び使用指導を適切に行うことのできる専門的な 知識及び技能を習得した者を、公益財団法人テクノエイド協会が「認定補聴器技能者」 補聴器を購入される方の使用目的、使用環境、希望価格等についての相談に応じ、 として認定している。

:認定補聴器技能者試験合格者数(累計)] 4,648名(令和2年2月末現在 「認定補聴器技能者登録者数」3,889名(令和2年2月末現在) http://www.techno-aids.or.jp/senmon/hocho.shtml

#### **横** 洲 無 器等開 艸 侧

#### 事業田的

118,607千円〕 118,607千円] (令和元年度予算 [令和2年度予算案

マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進んでいない状況にある。障 障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが重要であり、 開発企業が障害当事者と連携して開 発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。 障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発は、 害者の機器開発においては、

#### 事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
  - ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業
- (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

#### 実施主体

民間団体

#### 補助率

/10福븳) (2)は定額(10) 7 /3(※(1)-②は初年度のみ10/10)、大企業・公益法人1 (1)は中小企業2/

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図

製品の普及



(資料3-4)

普及

実用的製品化

79